

# 試訳: 冤罪の構図(1) アウシュヴィッツ看守ヴァイゼ裁判

## 原題: ドイツの司法制度(事例研究)

クラウス・ヨルダン

歴史的修正主義研究会試訳

最終修正日: 2006年8月10日

本試訳は当研究会が、研究目的で、Claus Jordan, *The German Justice System: A Case Study*(ドイツの司法制度: 事例研究), Gauss, Ernst, *Dissecting the Holocaust. The Growing Critique of 'Truth' and 'memory'*, (Ed.), Theses & Dissertations Press, Capshaw, AL, 2000 を「冤罪の構図(1)アウシュヴィッツ看守ヴァイゼ裁判」と題して試訳したものである(文中のマークは当研究会が付したものである)。

誤訳、意訳、脱落、主旨の取り違えなどもあると思われるので、かならず、原文を参照していただきたい。

online: <http://vho.org/GB/Books/dth/fndpoljust.html>

[歴史的修正主義研究会による解題]

1988年、ドイツのヴッペルタル裁判所は、アウシュヴィッツの元看守ゴットフリード・ヴァイゼを5つの殺人の罪で有罪とし、終身刑に処した。ヴァイゼの弁護人クラウス・ヨルダンが、この裁判の虚妄、被告の冤罪を文書資料にもとづいて告発しているこの論文は、戦後の「民主主義国家」西ドイツで開かれた「ナチス犯罪」裁判が近代の司法原則を無視した、文字通り、「暗黒裁判」であった実態を明らかにしている。

[ゲルマール・ルドルフによる前書き]

戦時中の一時期、ゴットフリード・ヴァイゼはアウシュヴィッツ強制収容所のドイツ人看守であった。このために、今日でも、彼はその話に耳を傾ける必要のない劣等人種なのであろうか。ゴットフリード・ヴァイゼは、自分はこの時期に何一つ悪いことをしなかったと主張しており、ヴァイゼのことを覚えていた10名の囚人もこのことを確証している。しかし、別の二人の「証人」がヴァイゼを殺人の咎で告発した。双方の主張に耳を傾け、その内容が評価されるべきであろう。法の支配の下での国家ではそのようにあるべきであろう。しかし、後述するように、事実はまったく異なっている。実際、ゴットフリード・ヴァイゼ事件は、ドイツの司法制度だけではなく、ドイツのエスタブリッシュメント全体の偽善の典型である。

ドイツのエスタブリッシュメントは、自分たちだけがホロコーストに関する絶対的な真実を持っていると確信しており、自分たちにも間違ふことがあるとか、自分たちの振る舞いが無実の人々に多くの苦難を与えているかもしれないと考えもしていない。「ホロコースト」が裁判事件となると、検事、判事、メディア、政治家がこぞって、無実を証明するような証拠を無視するのである。

リュウディガー・ゲルハルトは、その重要な著作のなかで、1991年の最初の裁判の過程で、判事が、ゴットフリード・ヴァイゼの弁護人が召喚した、被告に好意的な10名の証人の証言を聞いたり、認めることを拒否したことを文書にもとづいて明らかにしている<sup>1</sup>。これらの囚人たちは、他の人々の証言した

犯罪を目撃していないので、事態を明らかにする資格がないというのが、法廷の説明であった。ドイツの法廷では、「ホロコーストの生存者」がそれが起こったと述べれば、すぐに犯罪は疑問の余地なく立証されてしまうので、ドイツの法廷は、犯罪を立証していると思われる証拠だけを受け入れるのである。したがって、公判は犯罪の規模と犯人を確定し、その処罰を定める目的だけで進められる。

以下の論文では、ゴットフリート・ヴァイゼの弁護団が、彼の無罪を勝ち取り、傲慢さと自己正義で盲目となっている人々に真実の光を見させようとするシジフォスの神話にも似た闘いを繰り広げたことを描いている。彼らは最初は敗北した。ゴットフリート・ヴァイゼは、無罪判決を受けないまま他界した。彼の親友で弁護士のクラウス・ヨルダンも他界した。この論文によって、果たされなかった目標が真実となることを願っている。

ゲルマール・ルドルフ

## 1. 序

ドイツの司法制度は、権力の分割という原則にもとづいている。司法機関は政治から独立しているとみなされている。しかし、司法機関は法にしたがわねばならず、法を作成するのは政治機関である。このような状況は、立法機関が、長年のあいだに発達し、試され、検証されてきたような法的伝統を支持するかたちで関与するかぎり、うまく機能する。

しかし、立法機関が政治的な思惑に支配され、司法が服従しなくてはならない特別法を採択すれば、司法機関は政治の道具になってしまう。

1979年、ドイツでは殺人罪の時効条項が破棄されたが、それは深刻な結果をもたらした特別立法措置の一例である。この条項の廃棄の決定は政治的圧力によっていた。誤審の可能性についての憂慮は無視されてしまった。本論文のゴットフリート・ヴァイゼのケースは、この憂慮がどのように無視されたのか、すべての警戒措置がまったく思慮なく一掃されてしまったのかを明らかにしている。

このケースを検討することによって、1979年の法律的誤りが速やかに訂正され、同じ年に、次のように予言されたように、ドイツの司法制度が自然に発達してきた伝統にたち戻ることを希望する。

「…おそらく、時効条項を破棄するのを正当化できる事例として、裁判に付される新しいケースが 2、3 あるかもしれない。しかしながら、専門家によれば、そのようなことはありそうにない。厳格な証拠規則を改竄することはできないが、それに照らし合わせれば、どのような判決でも下すことができるというのは疑わしい。2000年のいつの日か、殺人罪には時効条項が適用されないという措置が、わが国の司法制度の隠れ家、裂け目のなかで発見され、人々はどのようにこのようなことが生じたのか不思議に思うことであろう。自分は全能であると主張する国家がそのときまでに存在していなければ、われわれ[ドイツ人]がそのときまでに『傲

慢』でなければ、刑法に対する多くの修正によって、問題は訂正されるであろう。」<sup>2</sup>

## 2. 時効条項の廃棄：法的伝統の侵害

1979年3月20日と7月3日、西ドイツ議会の下院は殺人罪の時効条項の廃棄を議論した。1979年7月3日、賛成255対反対222という僅差で法案は可決された<sup>3</sup>。

### 2.1 国外からの影響

当然、国外からも関心が寄せられたが、それを促したのはドイツ側であった。たとえば、“*American Delegation on the Issue of Rescission: Today at Schmidt's*”という『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトング』紙の記事は、ボンのドイツ外務省の金銭的支援を受けたサイモン・ヴィーゼンタール・ホロコースト研究センターのツアーについて書いている<sup>4</sup>。イスラエル議会の議員も意志決定過程に影響を与えて、ドイツ当局をせきたてようとしていた。たとえば、イスラエル議会とイスラエル・ヤド・ヴァシェム・ホロコースト・センターのメンバーであるギデオン・ハウスナーは、西ドイツ首相ヘルムート・シュミットが、民族社会主義者の犯罪は時効条項によって無効とされてはならないように、ドイツの司法当局に働きかけるように促してくれたこと、そのような方向に向かって一貫して措置をとっていることを記している<sup>5</sup>。

### 2.2 法律的憂慮

ドイツ基本法103条は遡及法を禁止しているが、そのことは、1969年の連邦憲法裁判所の裁定に言及することで無視された。時効条項廃棄に反対する人々は、さらに、法律的な憂慮の声を上げた。アロイス・メルテス博士(CDU/CSU)は、正義と法の必要とする平和とのあいだの亀裂を指摘した。ヨーロッパの法的伝統では、時効は「国家[および個人]を誤審から」保護することを意味しているというのである。

「アングロ・アメリカ的な法的共同体に所属する国々では、国家は、別の方法、すなわち、適時性という原則によって、厳格な証拠規則によって、誤審の危険を回避している。ドイツやヨーロッパ法では、時効が適法性という原則に対する必要な訂正措置である。…罪の償いを求める正義の懲罰目的が再社会化のためにいたるところで放棄されていながら、こと民族社会主義者の犯罪の場合には、罪の償いが35–47年間の再社会化以後でも、唯一の処罰目的となっているのは、現代の大きな偽善のひとつである。」<sup>6</sup>

連邦司法大臣ハンス・ヨッヘン・フォーゲルは、誤審については憂慮を示しておらず、

民族社会主義の犯罪者に有罪を宣告することは証拠の欠如のためにもはやできないとの考えに反論しているにすぎない。近代の犯罪調査技術は、「事件発生後数 10 年たっても有罪を確証できるように、犯罪と実行犯についての証拠を保全」できるというのである<sup>7</sup>。

しかし、彼は、近代の犯罪学の技術を誤審の防止に適用することについてはまったく触れていない。

証拠不十分にかかわらず有罪が宣告されてしまうことを恐れる時効条項廃棄に反対する人々は、一方的な捜査活動にも警戒している<sup>8</sup>。一方、廃棄に賛成する人々は、「疑わしきは罰せず」という原則を引いてきた<sup>9</sup>。

『フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトング』の共同編集者フリードリヒ・フロムメは、前述した新聞記事のなかで、「改竄することのできない厳格な証拠規則」を何か自明のこと、当然のこととみなしているが、「疑わしきは罰せず」という原則をもっと明確に表明している。(似非)道徳的な議論とは別に、連邦議会での時効条項の廃棄や延長をめぐるすべての議論は、民族社会主義者の犯罪をどのようにしたらうまく処罰できるかという問題に集中しており、事件後かなりたってからの証拠を使って、実際の事件を解明することができるかどうかという問題については議論されなかった。その犯罪すべての実在性を全員が確信していたので、証拠の犯罪学的検証が必要とされたのは、罪と処罰を割り振るためだけであった<sup>10</sup>。

ゴットフリード・ヴァイゼ事件では、「自明の」事件については、何一つ異議申し立てが認められなかった。ヴァイゼは、少しでも理性的に考えるならば、釈放されたはずであるが、有罪となってしまった。被告の立場からすれば、厳格な証拠規則は大いに改竄されてしまった。彼の裁判では、近代的な法医学的調査、犯罪調査はまったく行われなかった。まして、そのようなことを行なえば、被告が無罪になってしまう場合にはとくにそうであった。フォーゲルは、有罪を立証するような証拠を確保するためのまさに一方的な裁判技術の適用を提案したのである。

## 2.3 イチジクの葉: 専門家報告

もともと、時効条項は、民族社会主義者の殺人罪だけに限って廃棄されるはずであった<sup>11</sup>。議員のマウホーファーとヘルムリヒは公にそのような計画を支持していた。しかし、そのような特別立法については憲法上の疑義が持ち上がったので、結局、時効条項の廃棄は殺人罪一般に適用された。

殺人罪の時効をすべて廃棄することについては、議論が続いた。専門家としてベッケンフェルデ教授は、時効の廃棄によって、裁判の公的な規則が画一的に適用されないことになるのであれば、時効の廃棄は憲法違反であると論じている。

「たとえば、証拠のとどまることのない劣化、捜査活動のどうしようもない困難さ、証拠を保全する機会の欠如、犯罪の根本的なあいまい化と不十分な客観性によって、判決が恣意的となってしまうかもしれない。

民族社会主義者の殺人罪や殺人罪一般に対する時効条項を廃棄することがそのよ

うに手に負えないような状況を生み出して  
しまうかどうかについては、本報告では確  
証できない。確証するには、実際の条件、  
とくに捜査活動や証拠について詳細に理解  
し、評価しなくてはならないであろう。」<sup>12</sup>

言い換えれば、この報告は、廃棄が合憲であるとは述べていない。その時点(1979年)では、まだ憲法違反となるようなことはまだ明らかではないが、この問題を裁定するには、いくつかのケースの「実際の条件」を検証しなくてはならないと主張しているだけである。

## 2.4 空約束

専門家報告が提出されれば、この合憲性がまったく確証されるという保証は、空約束であった。事実、政治家や学会の誰一人として、民主主義の擁護者の誰一人として、マス・メディアの誰一人として、ベッケンフェルデ教授その他から、報告の補足や結論が出てくることをまったく望んでいない。

1979年、時効条項の廃棄は合憲性と誤審というきわめて脆弱な問題点を抱えていたが、その脆弱さは、信心深い警句で飾られた、未完のベッケンフェルデ報告というイチジクの葉で覆われたのである。

ゴットフリード・ヴァイゼ事件は、これがまったく虚ろな言葉、空約束であったことを明らかにしている。

## 3. ゴットフリード・ヴァイゼ事件：手に負えないような状況を生み出してしまった事例

1988年、ヴァッペルタル裁判所はゴットフリード・ヴァイゼを5つの殺人の件で有罪とした。この裁判を検証すれば、1979年にベッケンフェルデ教授が手に負えない状況を生み出してしまったすべての特徴が明らかとなる。

**a: 証拠のとどまることのない劣化:** ヴァイゼが1944年9月まで(犯罪とされているものは1944年6月、7月に行なわれた)アウシュヴィッツの犯罪現場では雇われていなかったことを、二つの別の文書とともに証明するであろう転勤通知書を手に入れることは不可能であった。

**b: 捜査活動のどうしようもない困難さ:** 法廷はフライマルク事件の現場について、リアリスティックなイメージをうかべることにできなかった(3.2.2を参照)。

**c: 証拠を保全する機会の欠如:** 検事局も裁判所も適切な時期に、かつての囚人アイゼンシュムメル博士の陳述書を手に入れることを怠った。彼の証言は被告の無実を証明するものであったろう。弁護側がこの証言を確保しようとしたとき、アイゼンシュムメル博士は病気に罹っており、証言できなかった。

**d: 犯罪の客観化の欠如:** 具体的事実が問題となると、法廷に提出された証拠はいつも非常にあいまいであった。たとえば、フライマルクのケースでは、犯行の時期が「1944年6月、7月」とされ、被害者の名前やひいては性別さえも明示されなかった。このために、たとえば、今日利用可能となっているアウシュヴィッツの死亡者リストを

使って、具体的に反証することが非常に難しくなってしまった。

ヴッペルタル裁判は、「厳格な証拠規則」から外れることでのみ、この事実関係の問題を「克服した」。

ここで指摘しておかなくてはならないのは、ベッケンフェルデは自然に発達した法的伝統の観点から話しているがゆえに、考え付くことさえもできなかったことである。すなわち、ヴッペルタル裁判で実際に起こったことは、立証責任の逆転なのである。

**e: 立証責任の逆転:** 被告は、自分の無罪を証明し得ない、たとえば、犯行現場に犯行時刻にいなかったことを証明しなくてはならないという絶望的な立場におかれていた。法廷は矛盾をはらんだあいまいな目撃証言で満足した。矛盾を抱えていることが、証人たちが事前に証言内容を調整しなかったことの証左であるというのである。無実を証明しなくてはならないのは被告の方となってしまった。

検事側は無罪を証明するような証拠を法律に違反して回避し、裁判の時点で、それが提出されることを妨害していたが、このような証拠が登場したのは裁判が終わったすぐあとのことであった。

### 3.1 ヴッペルタルでのゴットフリード・ヴァイゼ裁判の背景、進行、結末についての概観

#### 3.1.1 ゴットフリード・ヴァイゼ事件の背景

ゴットフリード・ヴァイゼは兵士のとき重傷を負い、目を失っていた。彼は前線勤務や看守勤務には不適切と判断され、帳簿係の訓練を受けてから、アウシュヴィッツ強制収容所に派遣された。最初は、収容所外の「囚人資金帳簿係」として、そのあと、囚人の所持品が保管されているビルケナウの「個人所持品保管庫Ⅱ」に雇われた。ここで、ヴァイゼは、ユダヤ人女性グループを監督しなくてはならなかった。アウシュヴィッツが解体されたのち、彼は、このグループを、ラーフェンスブリュック経由で、連合国に安全に引き渡した。「彼の」囚人は全員、彼に有利な証言をしている。すなわち、彼はアウシュヴィッツで自分たちの仕事を簡単にしてくれるように努めていた、自分たちは移送のときに彼の指揮下に入ることを喜んだ、彼は、ロシア軍の砲火から障害者の少女を救い出したこともあるというのである。ゴットフリード・ヴァイゼは3年間の拘禁中に詳しい取調を受けたあと、釈放された。彼が誠実であることは明らかであり、誰もがしないような活動をしている。赤十字と世界ユダヤ人会議を通じて、自分の保護下にあった人々を探したのである。しかし、ヴッペルタル地方裁判所の判決<sup>13</sup>では、このような被告の努力は、被告のずるがしこさを示すものとして、軽蔑の口調で触れられているにすぎない。

#### 3.1.2 起訴状はどのように登場したのか？

1962年、ウィーンでのリヒャルト・ベアー裁判で、ヘルベルト・ティシュラーがSSの軍曹か伍長の「ヴァイサー」なる人物のことを話し、この人物が囚人の頭に置いたブリキ缶を撃とうとして、囚人を殺したと述べた。こうして、「アウシュヴィッツのウィリアム・テル」が生まれた。

しかし、公式文書はティシュラーのことを信頼できない証人とみなしており、事実、インターポールが、あらゆる犯罪で彼を追及していた。しかし、ナチス犯罪裁判の検事

側証人としては、信用できるとみなされた。彼が、「アウシュヴィッツのテル」に触れたことで、刑事訴追がなされた。SS 軍曹であったゴットフリード・ヴァイゼが「テルの射撃」を行なったとされた。調査は 1980 年に始まり、犯罪の詳細とゴットフリード・ヴァイゼの写真をつけた質問状がポーランド、イスラエル、ハンガリー、合衆国に送られた。

言い換えれば、証人が捜し求められ、そして、発見された。あとで、証人フライマルクの事例を使って、証人の捜索がどのように行なわれたのか、彼らの記憶の「リフレッシュ」がどのように行なわれたのかを明らかにしよう。

### 3.1.3 告発の内容はどのようなものであったのか？

1985 年 6 月 7 日、ケルン検事局は、アウシュヴィッツ強制収容所での殺人の咎で、1921 年 3 月 11 日にヴァルデンブルク生まれの、ゾーリングゲンの住人、年金生活者ゴットフリード・ヴァイゼを告発した。

1988 年 1 月 28 日、現ヴッペルタル地方裁判所副裁判長のヴィルフリード・クライン裁判長が主宰するヴッペルタル陪審法廷で、ヴァイゼは 5 つの殺人の件で有罪となり、終身刑を宣告された。

証人ジョセフネ・ラザルによると、被告は個人所持品倉庫 II でいわゆる「缶撃ち」という方法で二人を殺害した（「ラザル事件」）。被告は、被害者の頭と肩に缶をのせてから、缶を撃ち、ついで被害者を撃ったというのである。

証人ヤコブ・フライマルクによると、被告は個人所持品保管庫 I で「1944 年 6 月、7 月」に 3 名を殺害した（「フライマルク事件」）。すなわち、宿舎の中で一人を殺し（「宿舎殺人」）、4 週間ほどのちに、収容所のフェンスと 30 フィートほど離れた降車場とのあいだの区域で 2 名を殺害した（「降車場殺人」）。

### 3.1.4 裁判はどのように進行したか？

裁判全体は、被告の有罪が憎悪のシナリオにそってあらかじめ決まっている状況の下で進んだ。メディアと法廷がお互いに補い合った。たとえば、メディアは下記に引用したような目撃証言を引用したが、その目撃証言は、たとえ虚偽であると証明されても<sup>14</sup>、だまされやすい世論だけではなく、法廷によっても価値のあるものとやすやすと信じられてしまった。法廷は、判決理由の中で、簡単に反論できるような虐殺物語を引用さえもしてしまっている<sup>15</sup>。

「子供たちが焼却壕に生きたまま投げ込まれた。…新しい移送者集団が収容所に到着すると、子供たちはすぐに別にされて、燃えさかる壕に生きたまま投げ込まれた。…

突然酔っぱらった『めくら』（囚人はヴァイゼをそう呼んでいた）がやってきて、明かりをつけて、オリガに…踊るように命じた。おそろしい光景であった。そとでは、子供たちの叫び声がしていた。…『めくら』は妊娠していた少女に立ったままのように命じ、

ブーツで彼女のおなかを蹴った。この少女は叫び声を上げて、くずれおちた。…」16

この虐殺物語によって、被告は世論だけではなく法廷でも「アウシュヴィッツの野獣」と写ってしまった。被告はこの火あぶりでは有罪とはならなかったが、この事件が実際に起こったことであり、そのとき、被告が非常に冷酷であったと推定したために、この話は判決に大きな影響を与えた。そのことは、法廷が判決理由のなかでこの虐殺物語を繰り返す、被告の「冷酷さ」を非難していることから明らかである。

裁判官の偏向した姿勢は法廷でも顕著であった。たとえば、VVN(ナチス体制から迫害を受けた人々の団体)は、東ドイツから財政的な支援を受けており、東ドイツの秘密警察シュタージから指示を受けていたことがすでに明らかとなっていたが、このVVNが法廷の内外でビラを配っていた。裁判長は、法廷内でのビラの配布について、被告の有罪が確定するまでは被告についての文書を配布すべきではないという寛大な戒告をただけであった。しかし、実際には、パンフレットの配布は続けられた。

VVNの代表がメモを取ることや、検事側証人を「エスコート」することも禁止されていたが、法廷は親切にもそれを見過ごした。(VVNのルート・クリングは記者席を確保していた。)これに対して、弁護側は、公判中にはメモを取ることは禁止されているとの理由で、被告の息子がメモを取ることを差し控えさせた。VVNのメンバーがなんら処罰されることなくメモを取って、検事側証人が証言席に立つ前に、そのメモを彼らに読んで聞かせたこともたびたびであった。

通常の裁判ならば、弁護側はここで異議を申し立てることができ、あるいは異議を申し立てるべきであったが、法廷が許容し、幾分か寄与していた憎悪のシナリオのもとでは、ヴッペルタル裁判の弁護側は意義を申し立てようとしなかった。弁護側は、検事側証人が前もって準備し、自分の振る舞いを振り付けできるような材料を提供してしまうのを避けるために、被告に対して、自分の陳述を差し控えるように忠告していた。判決が出ると、メディアはこの件を次のように歪曲した。

「被告ヴァイゼが沈黙していたことは、彼には自分に対する告発を反証する事実がまったくないことを示していた。『過去が彼に追いつき、払いのけることのできないようなものになってしまうであろう』とクラインは述べている。」17

被告には自分に対する告発を反証する事実がまったくなかったという記事の意味するところのおそろしさを誰一人として気づかなかったようである。つまり、起訴状と証人が提示した告発がすでにそのまま、被告の反駁することのできないような事実となっていたのである。しかしもちろん、告発はそのままでは事実ではありえない。

しかし、メディアが自明としていた立証責任の逆転は、裁判関係者の口からでたでまかせではない。裁判資料を詳しく検証すればするほど、法廷がそのような方向に誘導したことが明らかとなる。「普通の」裁判であれば、被告は有罪が証明されるまでは推定無罪であり、不明瞭な点があれば、「疑わしきは罰せず」という格言が適用される。

しかし、ヴッペルタル裁判ではそうではなかった。

事件からかなり経過したあとに開かれた裁判では、当然、調査をしなくてはならない問題は数多いが、被告側に立証責任が押し付けられている状況のもとでは、問題の調査説明すべてを被告側に押し付けてしまうのは簡単な方法であった。

にもかかわらず、法廷が、被告の無罪を証明するチャンスを冷酷に制限したり、即座に否定しなければ、そして、そうするのが当然なのであるが、もし、そのように法廷が振る舞えば、無実を証明するチャンスが被告には与えられたことであろう。被告に架せられた足枷の一つは、検事側が一方的に選別した証人が延々と出廷することを法廷が認めたことである。検事側は証人となるべき人物について豊富な情報を持っていたからである。弁護側証人と同様に検事側証人をふるいにかけるのが検事局の職務であるが、そのようなことはなされなかった。たとえば、1987年6月2日と6月16日のブダペストでの証人ラザルの証言がそうであったように、予備尋問のときであっても、証人に求められたのは、犯罪を証明する証拠を持っているかどうかという証言であった。裁判長クラインはヴッペルタルを離れて、裁判で証言してくれるように証人を熱心に説得して回ったが、裁判記録18をみるとそのことがわかる。一方、弁護側証人となるはずである人物はまったく異なった扱いを受けた。弁護側が病気の女性証人モイシェ・コーンをイスラエルで尋問することを要求したとき、「尋問動議には、証人を予見しうる将来に検証することができる理由がまったくない」19と却下された。

弁護側は証人の一方的な選別に対抗して、数多くの囚人の召喚動議(20以上)を提出し、尋問動議を提出したが、すべて却下された。これらの証人たちが証言できることといえば、被告が犯したとされる犯罪については何も知らないということであり、囚人たちは何も知らず、43年たって、正確に思い出すことができないがゆえに、この種の証言は不適切であるというのが却下を正当化する理由であった。

ヴッペルタル裁判は、弁護側の提出した尋問動議を、証拠を入手する動議にまで一貫して引き下げて、すぐに却下した20。しかし、デュッセルドルフ地方高裁と控訴裁判所は、最初の保釈命令の中で、事件から長い時間が経過しているのも、真実を明らかにすることが難しくなっているがゆえに、証人となりうる人々すべての証言を聞くべきであると述べている21。事実認定は原則的には、当該裁判に責任を負う法廷の課題であり、これとは別の法廷が事実認定問題に関心を向けることは普通の審理手順にはないので、この指摘は注目すべきである。

証言を抑圧したもう一つの事例は、イサク・リバーが1985年10月18日に、フランスの Villejuif の国家警察本部で行なった証言である。下記の抜粋にある番号は、証人に対する文書質問をさしている。

「No.2: 私は『カナダ収容所』で働いていました。最初はアウシュヴィッツのカナダ 1 で、ついで、アウシュヴィッツから 4.3 マイルほど離れたビルケナウのカナダ 2 で働いていました。1944 年、私はビルケナウにいました。…

No.3: ゴットフリート・ヴァイゼ、『めくら』、『眠たそうな』というあだ名についてはまっ

たく知りません。

No.5: 私はこの報告書にある証言を目撃しませんでしたし、誰かがこの件について話しているのを聞いたこともまったくありません。私は、この話が真実ではないと思います。もし真実であったとすれば、収容所にいた囚人すべてが、そしておそらく、ほかの収容所にいた囚人たちのこの事件について知っていたことでしょう。

個人的には、この報告書にある話しは信用できないものであると思います。私にとっては、ここで述べられているすべてのことがまったく新奇なことです。これらの事件がここで述べられているようなかたちで起こったとすれば、私はそれについて知っていたはずです。」<sup>22</sup>

偏見を抱いていない裁判であれば、証言を詳しく検証し、事件の一方的な話を回避し、一方的な話を公表することを回避し、記憶の正確さを検証し、証言を比較することでさまざまな証人の信憑性を検証したことであろう。しかし、ヴッペルタル裁判は、どの証人が信用できるか、どの証人が信用できないのかを最初から「知っていた」のである。だから、イサク・リバーは証言できなかった。法廷は彼の尋問記録を持っていたが、それは法廷で読み上げられることはなかった。したがって、その内容は、公表されることもなく、陪審員にも知らされなかった。被告の無罪を証明したり、メディアの中の被告の人物像を修正するような証言も存在したが、そのような証言も絨毯の下に隠されてしまった。

法廷は弁護側証人の召喚を拒んだだけでなく、物的証拠を適時に提出することも妨害した。このことについては 3.1.7.2 で詳しく検討する。

### 3.1.5 判決理由

1988 年 1 月 28 日、ヴッペルタル地方陪審裁判所第一法廷は、被告が 5 件の殺人罪で有罪であると裁定し、終身刑を宣告した。判決理由の最初 18 頁は、「たとえば、*Buchheim/Broszat/Jacobsen/Krausnick, Anatomie des SS-Staates, Walter-Verlag, volumes I and II; Hofer, 'Der Nationalsozialismus - Dokumente 1933-1945', Fischer-Verlag; Kogon, Der SS-Staat, Wilhelm-Heyne Verlag*を参照しながら」「一般的に知られている歴史的に定められた事実」にもとづいて、「歴史的背景」を明らかにしている。

この参考文献のリストには、証明可能で有益な情報をもつアウシュヴィッツ関連の文献が欠けている。したがって、判決理由の 40 頁を使って叙述されている収容所、その組織、状況には明らかに虚偽の記載が数多く含まれている。たとえば、判決理由の 57-58 頁には次のようにある。

「多くの囚人にとってもっとも貴重なものは、排泄と食事の双方に役に立つボウルであった。」

「大量絶滅収容所としてのアウシュヴィッツ強制収容所の目的については詳しく述べない。被告が犯した、すなわち犯したといわれている犯罪は、『最終解決』という意味合いでの命令とは直接関係ないからである。」<sup>23</sup>

しかし、判決理由が触れられている詳細は、周知のシナリオに何回も言及している。その一つの例は、ヴッペルタル裁判所が、証人ラザルによるまったく空想的な証言のなかにある、信じられないような話をどのように説明しようとしたのかという点にある。ブダペストで、ラザルは、多くの殺人が行なわれたことを個人的に目撃したと宣誓証言している。

「3. 私は『カナダ収容所』を自由に歩き回ることができたので、SS 隊員が囚人をどのようにして射殺していたのか観察することができました。

4. 処刑は毎日、毎時間行なわれました。私は自分の目でそれを目撃しました。」<sup>24</sup>

この証言は、それ以前に証言した囚人の供述とはまったく矛盾していた。しかし、法廷は、この「食い違い」を次のように説明しようとした。すなわち、焼却棟の近くで生じた大量殺戮の経験が、証人の個人的な記憶と交じり合ってしまったので、話が誇張されてしまったというのである<sup>25</sup>。

裁判官たちは判決理由の多くの点で、自分たちが固く信じている「一般的に知られている歴史的に定められた事実」に言及している。たとえば、収容所で被告が冷酷にも手当たりしだいに発砲したという話は、まったく信じられない内容であるが、囚人の命はまったく無価値であることが「一般的に知られていた」との理由で正当化されている。

たとえこのような「一般的に知られていた」ことを認めたとしても、手当たりしだいの発砲が行なわれれば、ほかの看守にも危害が及ぶかもしれないということについて検証すべきであろう。さらに、看守の記録を調査すれば、すべての武器の数、弾薬の数も記録しておかなくてはならなかったことがわかるであろう。たとえば、私はプラハの文書館から強制収容所の看守記録を多数手に入れることができたが、それによると、武器と弾薬の提供手順は、兵士と同様に、強制収容所の看守も遵守しなくてはならなかったのである。法廷は、少しばかりの「常識」を持ち、少しばかり冷静な調査を行なえば、収容所で「狂った野獣」が手当たりしだいに発砲し、しかも、まったく処罰されなかったという話がナンセンスであることに気づいたことであろう。

ドイツ法の下では、法廷が「公知の事実」とみなした「事実」の再検証を認めるような

控訴は許されていない。(殺人やホロコースト否定のような<sup>26</sup>) 重大な犯罪の裁判では、「公知の事実」とされている事実を調査せずに、審理手順の技術的誤りを検証することを請求する選択肢が残されているだけである。

### 3.1.6 再審請求

弁護側は、「ラザルのケース」、被告が「アウシュヴィッツの野獣」と烙印を押されてしまっている件に弁護活動を集中した。弁護側は、裁判の後期に登場した証人フライマルクをまったく信用できないものとみなしていたので、彼の証言にもとづいて有罪が宣告されることはありえないと考えていた。この戦術は、勝手気ままな「特別法廷」に慣れていない弁護側のあやまちであった。ヴッペルタル裁判では不可能なことは何もなかったのである。

再審請求に責任を負った弁護人も「ラザルのケース」に集中した。彼は、部分的に誤りがあるとの証拠だけでも、再審を請求するのに十分であると考えていた。これも、被告の悲劇的な結末をもたらしたあやまちであった。1989年3月31日、連邦最高裁は判決を破棄したが、それは、この二つの殺人についてだけであった。驚くべきことに、他の3件の殺人、「フライマルクのケース」については、そのまま認めたのである。

### 3.1.7 最終判決:フライマルクのケース

このフライマルクのケースでの「非常に個人的な証拠」(弁護人は再審請求のためにそのように呼んだ)は、再審の対象とはならなかったが、それはなどのような性質のものだったのか。ヴッペルタル法廷は、フライマルク証言にもとづいて、個人所持品保管庫 I、いわゆる旧カナダ収容所での3件の殺人が立証されたとみなした。

- a. 1944年6月か7月の不特定の日に起こった不特定の男性囚人の射殺。この犯罪は、法廷のいうところの「敷き藁宿舎」という宿舎のなかで犯されたという。
- b. およそ4週間後(しかし、依然として1944年6月か7月であるが)のグロドノからの2名の囚人(性別は不確定)の射殺。このとき、もう一人の囚人がSS隊員グラーフによって殺されたという。(このために、グラーフは殺人者という烙印を押されてしまった。ウィーン法廷は彼を釈放したが、ヴッペルタル法廷は、ウィーン法廷の記録が提出されることをありとあらゆる手段を使って阻んだ。)この犯罪は、フェンスとそこから30フィートほど離れた線路上の降車場のあいだの区画で犯されたことになっている。犯行の時点では、数百の囚人が降車場のところで「30から40両の貨車」に乗り込んでおり、ライトがこうこうと照らされていて、昼間のようにであった。

#### 3.1.7.1 フライマルクの供述への無条件の信頼

ヴッペルタル法廷にとっては、唯一の目撃者とされるフライマルクの証言だけで、有罪を確定するのに十分であった。法廷はフライマルクについて次のように述べている。

「この証人の信憑性には疑問の余地がな

い。」<sup>27</sup>

「彼の信用できる証言は、1a と b にある被告の犯罪が実際に起こったものであることを法廷に確信させるに十分である。」<sup>28</sup>

一人だけの証人の証言を信じることで、一人の人間に終身刑を宣告するのはまったく軽率な行為である。証拠の劣化に由来する困難さがあるにもかかわらず、証人フライマルクが真実を述べていないことを明らかにする新しい証拠を発見することはできたはずである。

法廷が証人フライマルクを無条件に信用していることは理解しがたい。公判中にも多くの矛盾点が明らかとなったが、法廷はこれを無視した。たとえば、フライマルクは、アウシュヴィッツではユダヤ人政治囚であったので、緑色の標識をつけていなくてはならなかったと証言したが、誰もこの点に不審の念を抱かなかった。注意深く調べてみれば、フライマルクは、収容所での生活に非常に重要であったはずである、自分の身分標識について異なった証言をしていることに気づくであろう。彼は、「どのような種類の標識でしたか」と質問されて、赤－黄(1962年)、緑(1966年)、緑(1968年)、緑と赤－黄(1988年)、緑－黄(1989年)と答えている<sup>29</sup>。彼の証言には、このような矛盾が多くあるにもかかわらず、ヴッペルタル法廷はまったく調査しなかった。弁護側がこのような矛盾に関心を向けても、法廷はこれを無視した。

フライマルクの証言の最大の矛盾点は、彼がチフスにかかっていた時期についてである。たとえば、ゴットフリード・ヴァイゼが1944年5月末までアウシュヴィッツには派遣されておらず、派遣されてからも、8週間は、収容所の外にある囚人資金帳簿係として働いていたことに疑問の余地はない。弁護側は二つの資料にもとづいてこのことを立証できた。さらに、証人フライマルクは、1944年5月に腸チフスという重病にかかっていたと述べている。

それゆえ、現存の資料によると、フライマルクもヴァイゼも犯行時期(1944年6月、7月)には犯行現場にいなかったのである。しかし、法廷はこの小さな「欠点」をつぎのように取り繕った。すなわち、(ヴァイゼは看守には不適格であると認定されていたのに)ヴァイゼは看守の職務に配置されていたに違いない、(まったく信用できるはずの)フライマルクは初期の供述ではあやまちを犯したというのである。もちろん、フライマルクは、このあやまちを非常に幸せそうに認め、自分が病気にかかったのはもっと後のことであると述べた。そして、法廷は、チフス感染についてのフライマルク証言の矛盾によっても、彼の証言の信憑性には疑問の余地がない。状況証拠が彼の証言の信憑性を立証しているというのである<sup>30</sup>。フライマルクは、1968年に尋問を受けたときには、病気にかかった時期について「とくに関心を向けていなかった」ために、「あやまちが生じた」と述べている<sup>31</sup>。

### 3.1.7.2 時期のあわない状況証拠

弁護側はフライマルクの病気を検証する文書資料を要求した。法廷は判決の一日前にこの文書を手に入れ、非常に喜んだ。アウシュヴィッツ強制収容所の医療文書は、証人フライマルクがチフス感染の疑いでアウシュヴィッツ囚人療養所によって1944年8月と9月に検査を受けたことを証明していた。わざとらしく誉めそやさなくて

はならない目撃証言以外に、(たとえそのようなものであると推定されているだけだとしても)物的証拠、病気の時期についてのフライマルクの新しい証言の正しさを証明している状況証拠がついに発見されたというわけである。しかし、ここで看過されてしまっていることは、フライマルクの最新の証言は自分の発病を「1944年10月」としており、「1944年8月、9月」ではないことである。法廷がこの誤りをつくろうためにやったことは、この状況証拠を補足資料で補うべしという弁護側の動議をすべて却下したことであった<sup>32</sup>。

しかし、法廷が現存の推定証拠の断片で継ぎ合わせた補足証拠でさえも、時期が不適切である。判決は次のように記している。

「たとえば、1944年8月の文書には、リストの No.9 として、囚人で証人のフライマルクについて次のように記されている。『87215…ヤコブ・フライマルク…診断:チフスの疑いあり[Typhusverd.]。他の囚人の診断は”依然としてチフスの疑いあり[noch Typhusverd.]“、たんに”チフス”など。』」<sup>33</sup>

これは、フライマルクの病気が完治しているのではなく(「依然としてチフスの疑いあり」とかまったくの「チフス」)ではなく、チフスではないかという疑いがあること、言い換えれば、フライマルクは病気にかかったばかりであることを意味している。しかしながら、のちに登場した多くの医療文書にも、裁判資料にも、「依然としてチフスの疑いあり」と述べている医療文書は存在していない。また、アウシュヴィッツ博物館にある関係文書のうち、法廷で朗読されたのは、そして、最後の最後に朗読されたのはわずか二つだけであったことも奇妙である。さらに、少なからず奇妙なのは、フライマルクに関する医療文書はこれ以上存在しないという断言である。弁護側には、判決言い渡しの日に朗読された病院資料を詳しく検討する機会がなかった。このようにして、法廷は、フライマルクが発病したのは1944年8月14日後のことであり、1944年9月18日までには完全に回復したというフィクションを作り上げることができた。今では、この話を反証する証拠が発見されているので、この話は最初から信用できなかったのである。

### 3.2 新しい証拠、再審請求、却下、異議申し立て

ゴットフリード・ヴァイゼ事件の再審請求は1992年末に提出された。1994年4月22日、メンヘングラートバッハ地方裁判所はこの請求を却下し、その決定は5月にヴァイゼに伝えられた。彼の弁護人はこの却下に異議を申し立てた。却下理由のなかで、再審請求が依拠する新しい証拠は完全に無視され、部分的に、技術的理由・不十分な理由で拒否された。

#### 3.2.1 「時期の誤り」—フライマルクのチフス発病時期についての新しい証拠

### 3.2.1.1. 事件のあとに発見された医療文書

ヴッペルタル裁判の判決は次のように述べている。

「ポーランド国立アウシュヴィッツ博物館が、赤十字国際追跡センターが写真コピーのかたちで保管してきた上記の医療文書以外の医療文書を保管していることを示す証拠はまったくない。」<sup>32</sup>

ヴッペルタル法廷が新しい証拠の入手を妨害してきたことが明らかになっているが、そのことが明らかとなっても、司法的なスキャンダルが生まれなかったのは不思議なことである。

実際には、数万の医療文書がポーランドのアウシュヴィッツ博物館に保管されている。この事実は、病気の囚人は労働不適格者として選別・ガス処刑されたとする定説に反して、アウシュヴィッツが病気の囚人を治療していたことを示す状況証拠となっている。事実、アウシュヴィッツ博物館ではフライマルクの病気についての7つの医療文書が発見された。

1. 1944年8月13日と14日(血液検査、Gruber-Widal und Weil-Felix<sup>34</sup>、結果:まだ「無菌」ではない)
2. 1944年8月28日(検便、結果:病理学的大腸バクテリア)
3. 1944年8月28日(血液検査、結果:まだ「無菌」ではない)
4. 1944年9月5日(検便、結果:病理学的大腸バクテリア)
5. 1944年9月8日(血液検査、結果:はじめて「無菌」)
6. 1944年9月11日(検便、結果:はじめて正常な大腸菌バクテリアだけ)
7. 1944年9月18日(血液検査、Gruber-Widal、結果:依然として「無菌」)

M. V. H. K. B. - B. T. F. - Bl. 11.      8. IX. 1944.

Blut      = 9. 1944  
111) 111)

No.	Kart.-Nr.	Name u. Vorname	Klinische Diagnose
1.	127813	Kwiatkowski Josef <sup>1233/13</sup>	Sept. Paraty. B.
2.	181187	Gmirnow Hariton <sup>194</sup>	Sept. Typhus
3.	87215	Freimark Jakob <sup>95</sup>	Sept. Typhusverd.

(1218/18)

図 1: 1944 年 9 月 8 日の検査報告にあるフライマルクのはじめての「無菌」項目。  
「無菌」項目は、ほかの二人の患者にも作成されている。

フライマルクが病気にかかったのは 8 月以降のことであったとの法廷の見解は、当時唯一発見できたといわれている上記の二つの文書にもとづいていた。しかし、今では、7つの検査報告があったことが知られており、そのうちの2つだけ、とくに最初のものとは最後のものだけに法廷の見解は依拠している (No.1 と No.7) 32。もし、弁護側に法廷の提出した文書を検証する機会があれば、この二つの検査報告 No.1 と No.7 だけにもとづいても、法廷の解釈には誤りがあることに気づいたことであろう。No.1 はまだ「無菌」ではないとしていながら、No.7 は「無菌」であるとしているからである。もしも何もなかったとしても、No.7 の「無菌」という結果は、もし弁護側がそれを知っていたとしたら、弁護側に疑問を抱かせたことであろう。これは、特定の事件で被告が弁護の手段を否定された第一の事例である。第二の弁護手段は No.2 から No.6 までの文書を手に入れることであるが、これも却下された。もちろん、専門的な医学的見解の請求も却下された。

判決はフライマルクの発病が「1944 年 8 月」であったと述べているが、あとで発見された文書は、そうではなかったことを証明している。一連の文書が明らかに示していることは、フライマルクのチフスの病状は 1944 年 8 月 13 日から 9 月 14 日までのあいだには深刻なものではなかったことである。しかし、判決では、彼が長期にわたって重病であることは疑問の余地がないものとなり、事実として確定された。しかし、資料は、そのような事態は起こってはならず、1944 年 8 月から 9 月のあいだには治癒していたことを証明している。しかし、一体いつ発病したのであろうか。1944 年 8-9 月以前のことであるのか、以後のことであるのか。弁護側が利用できるようになっている専門家の陳述は、一連の検査の最後に行なわれた (Gruber-Widal 検査による) 「無菌」という二番目の項目は、当時の疫病対策規則にしたがった最終検査であったことを証明し

ている。このことは、1990 年以來利用できるようになったバクテリア学的検証によっても証明されるに違いない。しかし、フライマルクの病状の深刻さや期間についての証拠は、依然として存在していない。

1995 年 1 月、弁護側はついに、血清学的報告書のコピーを手に入れた。(この証拠を、当局の厳しい抑圧に抗してどのように手に入れたのかという件については、5.2 ヴッペルタル法廷の虚偽の主張を参照。)この血清学的報告書には、フライマルクの血液検査についての次のような情報が含まれている。

1944 年 8 月 14 日:「タイター濃度 1:800」

1944 年 8 月 29 日:「タイター濃度 1:800」

1944 年 9 月 8 日:「タイター濃度 1:200」

「タイター濃度」とは、血清学検査の結果に使われている用語である(膠着テストでの希薄性の程度)。タイター濃度を最初に測るのは、少なくとも発病後 2 週間後であり、発病後 30 日ほどよりあとではない。値は 1:100 から始まる。病状が進行するにしたがって、タイター濃度は 1:400 以上にゆっくりと上っていく。

「膠着能力は病気が回復しても数ヶ月持続する」<sup>35</sup>

1944 年 8 月 14 日のタイター濃度 1:800(1944 年 8 月 13 日のサンプル)は、フライマルクはその日よりかなり前にチフスに感染していたことを示している。相談した医学専門家全員がこの点に同意している。さらに、わずか 1:200 という 9 月 28 日のタイター濃度は、フライマルクの回復がこのときまでに著しく進んでいたことを示している。したがって、フライマルクのチフスが重病であったのは 1944 年 8 月よりも前、すなわち、彼がもともと主張していた 1944 年 6 月と 7 月のことであったにちがいない。ヴァイゼの弁護人は、このことを証拠として法廷に提出するために、法廷の認める専門家の診断を請求した。しかし、数年間にわたってたびたび請求したにもかかわらず、却下されてしまった。

しかし、医学専門家の報告がなくても、フライマルクの病気が 1944 年 9 月以降のことではありえないことを証明しうる。フライマルク自身が証言しているように、彼は、1944 年 10 月 7 日の焼却棟の反乱事件の準備に少なくとも数週間は参加していたからである。彼が病気になったのは 1944 年 8 月以前のことであるという可能性は、フライマルクのその他多くの供述によっても確認されている。最初、彼は「1944 年 5 月末」に病気になったと述べているが、そのことはその後の彼の供述でも確認されている。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、またもや「無菌」項目の意味を無視し、当時の疫病対策の規則を無視し、専門家の診断を無視している。ヴァイゼの弁護人が請求したのは、「衛生学、バクテリア学を専門とする防疫専門家の報告」であった。メンヘングラートバッハの判事たちは、ヴッペルタルの判事にしたがって、検査報告は「最終検査」の終了を意味してはいないと主張している。だが、ヴッペルタルの判事が、疑問の余地のあるフライマルクの発病が 1944 年 8 月 14 日と 9 月 18 日のあいだのことであったと依然として主張しているのに対し、メンヘング

ラートバッハ地方裁判所は、フライマルクはこの時期にはチフスで病気になっていなかったことを認めている。再審請求の観点からすれば、弁護側はこの点にまったく同意している。しかし、メンヘングラートバッハ地方裁判所がやはり絨毯の下に隠そうとしたことは、フライマルクがチフスで重態であったのは、1944年6月7日でないとすれば、一体いつであったのかという問題である。フライマルクの供述では、彼の抵抗運動は1944年9月18日から1944年10月7日の焼却棟の反乱事件まで続けられているので、その時期ではないことは明らかである。彼が長期にわたって重病であったという件については、誰も疑問を呈していない。だとすると、彼が重病であった時期は、1944年8月以前、すなわち、1944年6月と7月しかありえない。そして、このことを認めれば、唯一の目撃者とみなされている人物が、犯行の時期に犯罪現場にいたはずがないことを認めなくてはならない。

### 3.2.1.2 「クレールのケース」に関するフライマルクの証言

一連の検査報告とは別に、別の新しい証拠が、1944年5月末に病気にかかったというフライマルクのもともとの供述内容を確認している。この証拠は、フライマルクがヴァイゼ事件の論点がどこにあることになるのか知る前に行なった、彼の供述にある。たとえば、1968年、彼は、チフスの件で、1944年5月に診療所への入院を許可されたと述べている。そして、「かなり回復した」とき、メンゲレ博士と衛生兵のヨーゼフ・クレールが囚人に行なった実験を目撃することができたと話している<sup>36</sup>。このころまでの彼の病気(102、104、106.3° F<sup>37</sup>)はだいぶ良くなり、起き上がって、回復したものとして歩き回っていた。それゆえ、彼の病気はおそらくとも1944年7月にはだいぶ良くなっていたに違いない。フランクフルトでのアウシュヴィッツ裁判では、衛生兵のクレールが付属収容所のグライヴィッツに移されたことになっているからである。チェクの『アウシュヴィッツ・カレンダー』によると<sup>38</sup>、

「…1944年7月から[クレール]は付属収容所  
グライヴィッツ I の囚人診療所長であった。」

1968年の証言では、フライマルクは多数のメンゲレ博士の虐殺行為を詳しく報告しており、そのすべてを自分の目で目撃したと述べている。「衛生兵のクレールはいつもメンゲレ博士に同行していた」<sup>39</sup>というのである。

だから、フライマルクがクレールを目撃したのは一度だけではなく、何回も目撃していた、そして、彼が物語っていることは一日だけの話ではなく、数週間の観察を必要とした話である。このことを考えると、結論は一つである。フライマルクがクレールとメンゲレを観察するには、彼の病気は遅くとも1944年7月初頭には良くなっていたに違いないということである。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、フライマルクは数回診療所にいたのかもしれないと示唆している。彼はまた、ゼンテラー博士に殴られたことがあると述べている。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、アウシュヴィッツ強制収容所の医療施設組織が詳しく記録されていることを無視している。裁判所は、囚人が診療所への入院を許可されるのは主任医師ツェンクテラー博士(「ゼンテラー」ではない、3.2.5を参照)の診断を受けてからであること、囚人たちが好きなときに友人

を訪問することはできないこと、フライマルク自身がチフスの発病との関係で、ツェンクテラー博士との経験を回想していること、このような事実をまったく無視している。

### 3.2.1.3 病状に関するフライマルクの供述

フライマルクのチフスはきわめて重かったに違いない。前述したように、フライマルクはヤド・ヴァシエムへの報告書のなかで、体温が102から106.3° Fになったことも多かったと回想している<sup>39</sup>。また、長期にわたって病床に寝たきりでいなくてはならなかったのだから、床ずれが起こっていた<sup>40</sup>。彼が床ずれで苦しんでいるとき、彼のカード[カルテ?]には、「グローバー・バイタル 1/800」と記録されたという<sup>41</sup>。

この Gruber-Widal 検査が、われわれが検査報告書から知ることのできる検査数値であるのか、それとも、重病のときに行なわれた検査数値であるのかどうかについては、議論の余地がある。病気の深刻さと期間を考えると、後者の可能性も排除しえない。1966年の証言では、フライマルクは腸チフスで「寝たきり」であったとも述べている<sup>42</sup>。何回も引用した1968年の証言では、(1944年5月)にチフスにかかったことを繰り返し、「かなり回復した」ときにメンゲレとクレールを観察したと付け加えている。とすれば、それ以前にはかなり重病であったに違いない。そして、包帯を巻かれているときには歩くことができなかったのだから、床ずれに苦しんでいたときよりも、かなり良くなっていたに違いない。床ずれとは、ベッドに長いあいだ寝たきりで、排泄作用も思いのままにならない状態から生じるものであり、腸チフスに特徴的である。したがって、発病したのは、「かなり回復した」時期よりもずっと前のことであったに違いない。

衰弱と106.3° Fまでの熱をとこなう彼の病気が重いものであったことは明らかであり、フライマルクも1962年にはそのことを強調していた。しかし、そのことは、病気が1944年8月9月までに発病しなかったという可能性を排除している。病気の深刻さと間違いのない症状を考えると、診断のための一連の検査をするのはまったく無意味なことであろう。

チフス感染に関する、1988年以前のフライマルクの供述すべてが、彼が重病であったこと、しかも病気が長期にわたっていたことを示している。チフスの発病から回復までには数週間かかる。しかし、前述したように、病気が回復に向かったのはおそらく1944年7月初頭であったにちがいない。そうでなければ、クレールの「悪行」を頻りに目撃することはできなかったことであろう。それゆえ、フライマルクの発病はおそらく1944年6月初頭のことであつたろう。このことは、彼が「1944年5月初頭」と1968年に述べていることと符合している。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、このことを知っていたにもかかわらず、フライマルクが回復したとき、言い換えれば、重病のあとに、メンゲレとクレールを観察したという事実を眼を向けなかった。そのかわりに、フライマルクが何回も入院したにちがいないと示唆している。だから、法廷は、フライマルク自身が、チフスからの回復と結び付けて、クレールのことを観察したと回想しているという事実を無視しているだけではない。アウシュヴィッツに関する文書の面ではとくに詳細な衛生管理施設の組織も無視している。フライマルクが外来部長の許可を得ずして、病室に入ることはできなかったにちがいないし、まして、彼が事件を目撃したとする伝染病患者の隔離病室には入ることはできなかったであろう。検査報告書が証明しているように、フライマルクは診療所区画 BIIIf に収容されていた。外来部 BIIId の主任

医師はポーランド人のツェンクテラー博士であり、フライマルクは、彼のことを、やはりチフスの発病と結び付けて、感情的に攻撃するかたちで回想している(3.2.5)。

#### 3.2.1.4 焼却棟反乱の準備に協力したことについてのフライマルクの証言

フライマルクは1944年8月9日には病気ではなかった。1944年8月13日から9月18日までの一連の検査報告はこのことを立証している。フライマルクが1944年9月18日(彼は健康であったと証明されている)以後から1944年10月24日(やはり健康であり、ザクセンハウゼンに向かう途中であった)以前のあいだに、重病であることはありうるのであろうか。

病気であったという可能性はない。1944年9月18日から10月24日までは5週間であり、それは重病の回復には短すぎ、まして、別の収容所に移るために義務とされる隔離検疫にも短すぎる期間だからである。

フライマルク自身が、1944年9月18日以降に健康を回復した別の証拠を提供している。彼は、サルマン・グラドフスキと協力して、焼却棟の反乱の準備に関与したという<sup>43</sup>。反乱は1944年10月7日のことであった。フライマルクの関与は病気のあとのことであったに違いない。ヴッペルタル裁判も、フライマルクが新しい証言のなかで、「この件[病気の時期]と焼却棟の反乱が時期的に近かった」としていると明確に指摘している<sup>44</sup>。これは、病気の全期間を8月9月に割り当てなければ、正しい。この時期は、回復期、最終検査の時期であった。検査報告書はこのことを疑問の余地なく確認している。しかし、病気の盛り自体は、1944年6月7月であったのである。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、フライマルクが重病であった(このことには疑問の余地がない)時期を、事態の時間系列のなかにもどるように当てはめるかという問題をまったく無視している。

#### 3.2.1.5 ハンガリー人の移送の始まりにさいして、「カナダ」作業班に召喚されたことについてのフライマルクの証言

「ハンガリー系ユダヤ人の移送が始まったとき、『カナダ』での作業に召喚されました。昼も夜も、ハンガリーからの移送者が到着しました。私たちは降車場で働いており、激務でした。次々と移送者が到着してきたからです。」<sup>45</sup>

1959年と1962年の報告書にあるフライマルクの話は、彼が1944年5月に「カナダ」作業班に加わったという1968年の非常に明白な証言とも合致している。『アウシュヴィッツ・カレンダー』によると、彼の召喚の原因となったハンガリー系ユダヤ人の移送は、1944年5月中旬に始まった<sup>46</sup>。フライマルクはこの召喚直後に病気になったともとは述べていたが、その話は、自分が病気にかかったのは1944年5月末であったというももとの証言内容に一致している。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、このことを完全に無視している。

### 3.2.1.6 ウッジからの移送の時期におけるさらなる回復に関するフライマルクの証言

フライマルクはヤド・ヴァシェムへの報告のなかで47、病氣療養中に、診療所にとどまっていたことを詳しく物語っている。フライマルクによると、この長い回復期はウッジからの移送の時期、すなわち、1944年8月9日と一致していた。これも、彼が1944年5月末に病氣となったという話と完全に一致している。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、このことを完全に無視している。

### 3.2.1.7 2.2.1の要約

ゴットフリード・ヴァイゼの弁護人は、検査報告は1944年5月にフライマルクが病氣であったことの反証ではなく、むしろ、最初の供述の正確さを立証する強力な証拠となっていると何年も指摘し続けた。奇妙なことに、正義の執行を保証することが義務であるはずの当局のどれ一つとして、まったく関心を示さなかった。しかし、今日では、この証拠は、さらなる新しい証拠で補強されている。これらのさらなる事実証拠は、フライマルクの供述から出てきた。フライマルクの供述は、ヴッペルタル裁判では、一連の検査報告書よりも知られていなかったのも、これは新しい証拠である。

フライマルクの1968年の供述(「1944年5月末の発病」)を確認する新しい証拠には、ヴッペルタル法廷が誤って解釈した検査報告 No.1 と No.7、および、あとになって発見された検査報告 No.2-6、すなわち、No.1 から No.7 までの一連の検査報告がある。フライマルクの1968年の証言を文書的に確認する証拠はそれだけでも、非常に有力な証拠なのであるが、フライマルクの供述にあるその他の新しい証拠によって5倍も補強されている。それは以下の内容である。

フライマルクは遅くとも1944年6月までは診療所にいた、だからこそ、彼は、遅くとも1944年7月に回復し始めたときに、クレールの悪行を目撃できた。

フライマルクの病氣は非常に重く、かなり長期にわたるものであった。病氣となったのは、1944年9月9日と18日の「無菌」テストのあとではありえない。彼は、10月24日にはすでに健康であり、移送されていたからである。

フライマルクは、9月末、10月初頭には健康となっており、焼却棟の反乱の準備作業に協力していた。だから、このとき病氣であるはずがない。

フライマルクは「カナダ」への配置転換を1944年5月中旬としている。彼は、配置転換を「ハンガリー人の移送が始まったとき」と回想している。ハンガリー人の移送は1944年5月中旬に始まっていた。

フライマルクの病氣は、ウッジからの移送、すなわち、1944年8月9日には回復中であつた。

法廷は「証人の信憑性にはまったく疑いがない」と述べているが、それを考慮すると、一つの結論だけが出てくる。すなわち、フライマルク自身が、1944年6月7日に行われたとされるヴァイゼの犯行現場にはいなかったことを証明しているのである。彼は、もともとは1944年5月末に病氣であったと証言しているが、その証言の方が、ヴッペルタル裁判での突然の変更、「このケースでは」、彼は1944年8月9日までは病氣にかかっていなかったという内容よりも信用できる。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、ヴッペルタルの判断にしがみついている。

### 3.2.2. 「誤っている犯行現場」——犯行現場と詳細についての不正確な話に関する新しい証拠<sup>48</sup>

最終的なものとなった判決が、ゴットフリード・ヴァイゼによつた殺人は、古い害虫駆除施設 (Gas Disinfestation I) の近くで起こつたとされている。この施設のことを、法廷は個人所持品保管庫 I (*Effektenlager I*) と不正確かつ誤って呼んでいる<sup>49</sup>。ここは、証人ヤコブ・フライマルクが殺人を目撃したと主張している場所である。すなわち、犯人は個人所持品保管庫 I の土台の上にある「敷き藁宿舎」で一人を殺したというのである。証人は、収容所の広場にいた他の多くの囚人のあいだに立っていたときに、これを目撃したというのである。ここからは、同じような宿舎への入り口を同時に見ることができたという。

犯人は、「降車場と個人所持品保管庫 I への入り口のあいだにある広場で」さらに二人を殺したことになっている。降車場のある線路は、「30 フィートほど」離れて、フェンスにそつて走つていたという。だから、裁判では、フェンスと降車場とのあいだに、33 フィート (フェンスと線路の距離) × 295 フィート (フェンスの長さ) = 1080 平方ヤードの「広場」があつたことになっている。

犠牲者や犯行時期とは対照的に、法廷は犯行現場については比較的詳しく記述している。このため、法廷が判決を下すにあつて使用した現場の記述を二重に検証できる。しかし、犯行現場の配置は不正確であつた。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあつて、ヴッペルタル法廷が犯行現場が不正確である点に疑問を呈することができなかつたが、判決の中にある不正確な記述が不適切であるとみなしている。

#### 3.2.2.1 犯行現場に関するヴッペルタル裁判の不正確な配置

証人も法廷も、事件を犯行現場の不正確な配置にもとづいて物語っている。判決文にはやはり不正確なスケッチが記載されているが、その配置にもとづいているのである。

#### 3.2.2.2 資料が示す正確な配置

以下のスケッチが正確な配置である。このスケッチは、いくつかのアメリカ軍の航空写真<sup>50</sup>、アウシュヴィッツ文書館の資料による害虫駆除室 I (いわゆる犯行現場)<sup>51</sup>、アウシュヴィッツについてのきわめて科学的な研究書とみなされているプレサックの著作<sup>52</sup>を丹念に分析して作成されている。

<p><b>1944 年のアメリカ軍の航空写真にもとづいてヨルダンが作成したスケッチ</b></p> <p>右のヴッペルタル法廷が信憑性を保証したスケッチにある空き地 X1 と X2 は存在しない。</p>	<p><b>ヴッペルタル法廷が信憑性を保証した不正確なスケッチ</b></p> <p>ラベル X1 と X2 はヨルダンが付け加えた。</p> <p>X1: 約 100 名の囚人が点呼を待って整列していたとされる「広場」、「宿舎殺人」が目撃されたとされる場所。</p> <p>X2: 200 から 400 名の囚人が点呼を待って整列していたとされる「広場」、「降車場殺人」が目撃されたとされる場所。</p>

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、ヴッペルタル法廷が犯行現場やその性質を決定するのに利用したスケッチが不正確である点に疑問を呈していない。さらに、航空写真にもとづくスケッチが正確であることに対して反駁もできていない。しかし、法廷は「1944 年 8 月 25 日のアメリカ軍の写真は犯行時期、1944 年 6 月 7 月の収容所の状況をそのまま写していない…」と述べている。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、1944 年 4 月 4 日、5 月 31 日、12 月 21 日のアメリカ軍の航空写真を見ており、それらの写真を、他の証拠とともに使えば、スケッチを検証できるはずであるのだから、このような説明は理解しがたい。

### 3.2.3 「誤ったシナリオ」——スケッチを修正すれば、問題のシナリオが物理的に不可能であることがわかる

ヴッペルタル法廷は、不正確なスケッチだけではなく、目撃証言、とくに証人フライマルクの証言にもとづいて、問題の犯行現場を組み立てていた。法廷は、フライマルク

が現場をとくに詳しく記憶していたと断言している。たしかに、彼は詳しく証言しているが、それは 10 数箇所のあやまちを含んでおり、そのあやまちは法廷のスケッチに反映されている。証人フライマルクは自分の記憶だけでは、正確な犯行現場を伝えることはできなかった。だから、不完全なスケッチでお茶を濁した。

第一に、二つの本質的な点が間違っている。

(1) フライマルクは空き地(「広場」)で「多くの」囚人と一緒に立っており、そこで犯行を目撃したと述べているが、実際には、その場所には、宿舎(ヨルダンのスケッチ No.5)があり、フライマルクはその宿舎についてはまったく知らない。フライマルクと彼の同僚囚人がそこに整列していたはずがないのである。また、フライマルクのシナリオには多数の囚人がいたことになっているが、そのようなスペースもまったく存在しない(二つの宿舎のドアを直接見ることができるような)。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、整列していたのは 100 名ではなかったと述べている。フライマルクとヴッペルタル法廷は、「多数」と述べているだけである。しかし、ヴッペルタル法廷が名前を挙げている作業班、人数についての『アウシュヴィッツ・カレンダー』の情報によると、再審請求が数えているように、数は 100 名ほどだったのである。幸いなことに、アウシュヴィッツの詳しい作業リストが多く存在しており、それを使えば、ヴッペルタル法廷が犯行現場にいたとみなしている作業班の正確な人数がわかるはずである。しかし、人数問題を解決することは、またも却下された。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、第二の重要な点もまったく無視している。ヴッペルタル＝フライマルクのシナリオによると、フライマルクは、二つのよく似た宿舎の入り口を直接見ることができるはずであった。しかし、正確なスケッチによると、二つの宿舎は同一の形ではないこと、同時に直接その入り口を見ることができる場所が存在しないことがわかる。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、このことでフライマルクの証言が虚偽であることが立証されているという事実を無視している。

とくに、形が似ていたとされている二つの宿舎に関していえば、フライマルクの犯罪証言は、こうした事件で「真実が突き止められる」やり方の典型である。もともとは、すなわち、イスラエルでの尋問の時期には、フライマルクが知っていた宿舎は一つであって、「宿舎殺人」に関与したすべての人物がそこにいたことになっている。ヴッペルタル法廷では、フライマルクは、二つの形の似た宿舎が(間違っ)書き込まれている収容所の(不正確な)スケッチを目にした。フライマルクはこのスケッチからインスピレーションを得て、(一つの宿舎)という最初の証言を二つの宿舎シナリオに「修正」した。そして、事件の劇的効果を高めるために、関係者を二つの宿舎に配分した。彼は、信憑性の証として、実際の犯行現場である「敷き藁宿舎」が双子の宿舎の右側であったのか、左側であったのか確証がないことを認めた。法廷は、フライマルクが「真実に対して誠実で、細かい知識ももっていること」に感激してしまって、二つの宿舎説が可能となるのは、実際の現場ではなく、不正確な収容所のスケッチにもとづいたフィクションの犯罪現場だけであるという罫をまったく見過ごしてしまった。二つの宿舎説は実際の配置に合致していない。だから、フライマルクの犯罪現場証言、それにもとづいた判決は虚偽である。

(2) 「降車場殺人」の犯罪のシナリオは次のとおりである。昼夜のシフトで働いていた数百の囚人が、「30-40 両」の長い貨車の列に荷を乗せたり、また荷をおろしたり、

ふたたび積み込んだりしていた。数百トンの貨車が、囚人の長い列のそばをまとまって通過したにちがいない。広い空き地は、灯火管制をまったく無視して、フェンスのライトによって「昼間のように」こうこうと照らされていた。3名の囚人が貨車の一つに隠れ場所を見つけ、食料と水を補給し、彼らもそこに隠れていた。数百の囚人がいるところで、逃亡者が発見され、殴られ、殺された。時刻はほぼ真夜中であった。

しかし、事実はこうである。積み込む線路はフェンスにすぐ並行して走っている。だから、降車場は長さ295フィート幅33フィートの「広場」に接してはおらず、せいぜい長さ98フィート幅3フィート(33平方フィートほど)の狭い土地に接していただけである。フェンスにはライトはなく、したがって「昼間のような」夜間照明もまったくなかった。「30-40」両の貨車もなかった。積み込み線路には最大でも貨車6両が横付けできるだけであり、フェンスに直接接している小さな降車場には、せいぜい3両が横付けできるだけである。(囚人ヨーゼフ・オディは、フライマルクとは異なって古いガス害虫駆除室の存在を知っており、正確に配置を描いている。その彼は、「何両かの」貨車が横付けできたことに驚いている。)

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、きわめて不自然な「30-40」両の貨車という箇所が物理的に不可能であることについての説明を回避している。すなわち、法廷は、それ以外の箇所では、判決文を一語一語引用しながら、ここでは、「30-40」両の貨車という部分を削除しているのである。これは、意図的な削除なのであろうか、それともたんに筆の緩みなのであろうか。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、フライマルクが現場を知らなかったことを証明している箇所についても説明していない。さらに、(ヴッペルタル法廷が述べているように)線路とフェンスのあいだに作業班を置くのが物理的に不可能であることについてもごまかそうとしている。

第一に、再審請求のための異議申し立ての第一は、線路とフェンスのあいだは8.9フィートしかないという点、第二は、ヴッペルタル法廷の供述と『アウシュヴィッツ・カレンダー』のデータにもとづいて算出した数の作業員がそこで仕事をするにはできないという点である。

第一点について、メンヘングラートバッハ地方裁判所は、線路と積み込み施設のついての十分な情報を持っていない。持っていれば、貨車が線路を越えて突き出してしまうこと、貨車とフェンスのあいだの空き地は8.9フィートではなく、せいぜい5.6フィートであることに気がついたであろう。法廷は、フェンスのすぐ横で歩いたり、立っていたりすることはできないこと、利用可能なスペースは幅3フィートほどしかなく、長さもせいぜい98フィートしかないこと(両側の看守のスペースも含めて)に気づくはずである。丹念に検証すれば、20名以上がここに整列すること、まして、看守の下で作業をすることなど不可能であることが、明らかとなったはずである。そして、そこで殴打事件と殺人事件が起こり、フライマルクによると、現場にいたすべての囚人に目撃されるスペースなどまったく存在しなかったことも明らかになったはずである。

第二点について、メンヘングラートバッハ地方裁判所が、(犯罪を立証するのに役立つ場合には)非常に信頼できると考えていた『アウシュヴィッツ・カレンダー』に、この件については、重大な疑問を投げかけているのは驚くべきことである。さらに、法廷がここに引用されている資料(作業内容)をまったく検証せずにすませていることも驚くべきことである。そんなことは、気にするなというわけである。法廷は、30-40両の

貨車の荷を積み上げ、積み下ろし、また積み上げたという光景という真実を「突き止めた」と考えているために、そのような作業には多くの労働者が必要とされたはずであると即断してしまっている。ヴッペルタル法廷はこのことを繰り返し強調している。しかし、実際には、そのような作業をするスペースがどこにあったのであろうか。メンヘングラートバッハ地方裁判所は、この緊要な問題にまったく解答していない。

犯罪現場とされている場所を調査すれば、その他多くの矛盾が存在することがわかる。そして、そのことは二つのことを明らかにしている<sup>53</sup>。

すなわち、フライマルクは、実際の現場ではなく、法廷による不正確なスケッチの上だけに存在するような細かい様子を数多く証言している。すなわち、彼は現場について自分の記憶を持ち合わせていないのである。

法廷がその真実を「突き止めた」とする多くの不正確な点は、犯罪の物語とその「判決」の土台となったシナリオに最初から組み込まれている点である。

この二つの点だけでも、証人フライマルクの証言と、判決文のなかの事件の記述が虚偽であることを証明している。

### 3.2.4 「間違ったゴットフリード」

ヴッペルタル裁判では、証人フライマルクは、被告が「ゴットフリード」として自分の記憶に「ぬぐいがたい印象を与えている」と繰り返し証言している。これは驚くべきことである。彼の初期の証言はこの当時その一部が知られていたが、そこでは、ぬぐいがたい印象を与えていたはずのゴットフリード・ヴァイゼについては一度も言及していないからである。

#### 3.2.4.1 新しい証拠:フライマルクの回想の中の本当のゴットフリード

ヴッペルタル裁判当時には知られていなかった、フライマルクの長文の報告書と証言がしだいに明るみに出るようになった。たとえば、1959–1962年に、フライマルクは、ヤド・ヴァシエムのために長文の報告書を書き、アウシュヴィッツについて記憶していることすべてを詳しく物語っている。フライマルクは数年間を費やしてアウシュヴィッツについての記憶を呼び起こした。そして、この話には驚くべき点がある。フライマルクはまったく別のゴットフリードについて回想しているのである。

「オスカー[囚人監視員長]が家に帰ると、ゴットフリードという名の別のドイツ人が彼と交代した。彼はズデーテン地方の出身であった。彼はおそろしい悪党だった。レオンという名のベルギー人の補助監視員が彼のもとで働いていた。」<sup>54</sup>

すなわち、1962年には、フライマルクはゴットフリードの名前を囚人と結び付けていたのである。フライマルクは、「織物作業場での熟練動労者」であったときに、彼の横暴を耐え忍ばなくてはならなかった。そして、もし彼がゴットフリードという名前のもう一人の殺人者＝悪党を覚えていたとすれば、1962年当時に、「悪党」で殺人者の一人のゴットフリードに触れているだけで、記憶に残りやすい片目のゴットフリード・ヴァイ

ぜについては忘れてしまっているなどということがありうるであろうか。1985年の証言によると、フライマルクは、生命の危険を冒して、このゴットフリードが何人もの人を殺したのを目撃したにもかかわらず。

#### 3.2.4.2 「連続的再生産」というヴッペルタル理論

ヴッペルタル法廷は、フライマルクの記憶がどのように活動したのか解明したと考えている。法廷は、時間が大きく経過しているにもかかわらず、「中心的な事件についての…彼の『簡明な』記憶は、彼の回想が非常に正確であることを示している」と説明している。さらに、法廷は、フライブルクが最初は思い出せなかったが、その後で思い出していった方法に対して、心理的に動機付けられた感情移入を行なっている<sup>55</sup>。すなわち、法廷の説明では、証人は感情的な意味合いが込められている焦点について連続的に記憶を再生産しており、それゆえ、外からの影響を受けていないというのである<sup>56</sup>。

フライマルクにとっては、「ゴットフリード」という名は、「感情的な意味合いが込められた記憶の断片」を再生産する「焦点」であるはずである。フライマルクが間違っただゴットフリードについて「連続的に再生産」しているのではないかと疑うのは合理的ではないだろうか。

#### 3.2.4.3 被告の身元確認はどのようになされたのか

ゴットフリード・ヴァイゼ裁判では、被告の身元確認の方法は、どの確認方法からも大きく逸脱していた<sup>57</sup>。イサク・リバーの陳述の箇所ですでに言及しておいたが、検事側証人となりうる人物には、容疑者とその罪状についての情報を提供する質問票が渡されていた<sup>58</sup>。何名かの被告も含む写真もつけられていたが、ゴットフリード・ヴァイゼの件では、片目の彼は容易に身元確認ができるので、写真がつけられていたことはさして重要ではない。だから、写真を見る機会のあったフライマルクが、どれが被告の写真であるのかをよく知っていたとしても不思議ではない。ヴッペルタル法廷は、この身元確認が非常に滑稽であるにもかかわらず、法廷内でこの茶番劇が上演されることを許可した。

「彼[フライマルク]は重荷が肩から取れたかのように、法廷に入ってきたとき、すぐに『スレパク』、『ゴットフリード』のことがわかったと証言し、被告の方を見て、『たしかに彼です。メガネを取らせてください。当時はメガネをしていませんでしたから。私は囚人87215です。私のことを覚えていますか』と続けた。彼は、写真フォルダーを調べ、そしてもっと興奮して、すぐに被告の写真を見つけた。『今、アウシュヴィッツにいるような感じがします。これが彼です(写真 No.8)。間違いありません。これも彼です(写真 No.14)。これも見たことがあります(写真

No.2)。これも彼です。間違いありません。  
これらの写真にはスレパクが写っています。  
今日ここに座っている人物です。』」59

#### 3.2.4.4 間違ったゴットフリード:「感情的な意味合いが込められた記憶の断片の連続的再生産」の結果

フライマルクはヴッペルタルの法廷で俳優としての演技を立派にこなしたが、そのことは、彼が記憶の連続的再生産を使って、自分に割り当てられた役割を完璧に演じることができたことを示している。

間違った「ゴットフリード」が彼の心のなかでどのように作り上げられていったのか？

彼が、1985年にゴットフリード・ヴァイゼについて始めて質問されたとき、すでに「ゴットフリード」という名前は「ぬぐいがたいほどの印象」を残していたが、実際の人物像については、記憶からすでに消え去っていた。このとき、彼は、「ゴットフリード」という名前の殺人犯らしき人物についてしつこく質問されている。フライマルクにとって、この名前は、感情的な意味合いが込められた記憶の断片の焦点であった。感情的な意味合いが込められた記憶の断片の一つは、アウシュヴィッツで雇われていたSS隊員はすべて「殺戮機構に関与していた」という信仰であった60。感情的な意味合いを込められた記憶の断片の二つが彼の心のなかで結び付けられ、想像上の世界のなかで、新しい「連続的再生産の焦点」を生み出し、フライマルクは、その方がいっそう現実に近いと思うようになっていった。彼の前にあるアルバムには、憎むべき強制収容所看守の制服を着た人物が掲載されている。そのなかで、一人の人物だけが何回も掲載されている。この人物は片目で、「Sleepy」とか「Slepak」とよばれており、この人物についてだけ、何回も質問されている。そして、名前はゴットフリードだということか。神に感謝しなくてはならない。こうして、フライマルクはお目当ての男を見つけた。不足しているのは、それにふさわしい物語だけであった。フライマルクは、感情的な意味合いの込められたその他の記憶の断片を連続的に再生産していき、その記憶にもとづく話を、実際に経験した話とみなして、人々に読み聞かせたのである。貨車に隠れていた囚人は射殺されたという話を。

フライマルクは事件を実際に目撃しなかったのではないか。見ておこう、何が起こったのか。グロドノ61からの囚人がいた。あるいは二人だったのか。グラーフがこの人物を射殺したのか62。そこにはもっと多くいたのかもしれない。しかしもちろん、3人であった。「ゴットフリード」によって二人が射殺された。彼は織物作業場で、すでに「おそろしい殺人犯」であった。彼はどこで二人を射殺したのか。たしかに、「古いカナダ地区」の外に、積み込みを待っている貨車があり、その責任者も発砲していた。

だから、この「ゴットフリード」とは、もちろん、ほかの誰であろうと、あの「悪党」にちがいない。彼は同じ人物だったのだ。ちなみに、彼の名字はヴァイゼだ。本当に。名前を知っていた人物だ。

1943年ではなく、1944年だって。それがどうした、1944年のことだ。

1985年のフライマルクは、もっと自信を持っていた。すぐに、彼は、「驚くほど正確に、かつ生き生き」と主観的真相を思い出すことができた。証言に飢えていた検事はこの内容に有頂天となり、ヴッペルタルの判事もそうであった<sup>63</sup>。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、これについて次のように述べている。

「控訴人は、証人フライマルクが控訴人と『ゴットフリード』という名の収容所業務にしていた囚人とを混同していると主張しているが、その主張を十分に認めるだけの根拠がない。控訴人は、混同についての証拠をまったく提出していない。控訴人は、控訴人と囚人ゴットフリードについての証人フライマルクの知識がどの程度のものであるのかを確認するために、証人を申請したが、その証人の証言は証拠としては適切ではない。証人フライマルクがその当時何を知っていたのかを確認するのに役に立たないからである。」

[注：囚人たちは看守のファースト・ネームを知らなかったという事実を確認するために、フライマルクと同じ地区にいた58名の証人の証言が証拠として提出された。]

### 3.2.5 フライマルクの証言にある別の「間違ったゴットフリードたち」

ドイツの法廷はまったく思慮なく、先の「連続的再生産」理論を適用してしまっているが、それはまったく信じがたいことである。フライマルクのような物語作者による「間違ったゴットフリードたち」がきわめて危険であることを強調するために、フライマルクが身元確認を誤っている事例をあげておこう。

フライマルクはヤド・ヴァシムへの報告(1959-62年)のなかで、悪名高いメンゲレ博士が、ノット博士とシオル博士の助けを借りて、1クォートの血を彼から採った様子を記している<sup>64</sup>。

ザクセンハウゼンについての1966年の証言では、フライマルクは、ゼンテラー(正しくはツェンクテラー)博士が1クォートの血を彼から採ったと述べている<sup>65</sup>。

1989年のスヴァルキ報告(『闘いのなかでの孤独』)では、ふたたび、メンゲレ博士とノット博士が血を採ったと述べているが、シオル博士の名前はあげていない<sup>66</sup>。

フライマルクの記憶は、血を採るというドラマに焦点を当てている。彼には誇張しようとする傾向があるが、そのことは、採血量が1クォートとなっていることに反映されている。しかし、血を採るというドラマは実際に起きたのであろう。しかし、その俳優はフライマルクの想像のなかでは、勝手に交代している。フライマルクが1966年に採血者としてツェンクテラー博士の名前をあげているのは、理解できる。フライマルクはこの医師を憎んでおり、1966年には、彼がとくに「選別」を実行したと告発しているからで

ある。採血の理由は、どの患者に入院を許可するか収容所医師が決定しなくてはならなかったことであった。フライマルクは、この件を「ガス室送りの選別」へと誇張している。しかし、ゴットフリード・ヴァイゼとは違って、ツェンクテラー博士は幸運であった。彼はポーランド人であったので、ポーランドで公平な裁判を受け、釈放された67。もし彼がドイツ人であったならば、彼にとって、事件は間違いなく悲劇的なものとなったであろう。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、こうしたことには時間を費やさなかった。フライマルクの告発する医師の名がツェンクテラー博士であったことにも気づいていない。このポーランド人医師の職務はよく知られていたはずであるが、そのことを調べもしていないので、実際には、フライマルクの証言の価値を適切に評価することを怠っていることになる。

#### 4. 「フライマルクのケース」

フライマルクのさまざまな証言には、人物、場所、事件が混同されている事例が多々ある。フライマルクによる話やデータ、およびフライマルクについての話やデータの分析は、個別的に詳しく行なわれてきている<sup>68</sup>。「フライマルクのケース」での彼の証言は、彼が多弁なために、内容も広いので、その証言を分析すれば、あらかじめ目的が設定されていたことが明らかとなる。もっとも優先された目的は以下の諸点である。

- a: 収容所に拘束されたことに対する復讐願望。
- b: 自分を大きく見せたいという願望。

フライマルクは、この優先目的を個々のケースでの目標にあわせた。たとえば、1966年、彼の復讐願望はツェンクテラー博士に向けられていた。フライマルクは、ポーランド人のツェンクテラー博士が有能なポーランド軍軍医なので、虚偽の告発には引っかけられないことを知ると、今度はその矛先をメンゲレ博士の方に向けた。また、自分を大きく見せたいという優先願望を個別的な事件の状況にあわせた。たとえば、1959-1962年のヤド・ヴァシムへの報告書のなかで、彼は、収容所の地下運動での自分の英雄的な活動について、そして、それに劣らぬほど英雄的な焼却棟の反乱（1944年10月7日）の準備への関与について詳しく記している。このとき、彼は、この準備を始めた時期を「1944年8月」としている。そして、このことは、彼の発病が1944年5月であったことに合致している。しかし、ヴッペルタル裁判では、被告の有罪を証明することができないので、発病の時期を遅らせなくてはならなかった。そして、レジスタンス運動での英雄的な振る舞いと矛盾が生じてしまうのを避けるために、発病の時期を10月末とした。しかし、これは、1944年10月23日のことであったザクセンハウゼンへの移送とは矛盾してしまった。そのために、ヴッペルタル裁判が終わっていた1989年に公表されたスヴァルキの本のための『闘いの中での孤独』では、英雄伝を物語るにあたって、1944年10月7日の反乱への関与についてはあいまいにしか記しておらず、発病の時期を1944年12月に移した。

ちなみに、数名のアメリカ人がその友人のイスラエル人青年からスヴァルキの本の翻訳を受けとった。最初、このイスラエル人はフライマルクの話に動かされたので、読

み続けることができるとは思わなかった。しかし、読み続けてみた。そして、彼は、「この男はまったくの嘘つきである」とのコメントをつけて、無料で翻訳書を送ってきたのであった。

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、「証人フライマルクの信憑性は、このコメントによってもまったく揺るがない」と述べている。

## 5. 「ヴッペルタルのケース」

### 5.1. ヴッペルタル法廷の偏見

ヴッペルタルでは、正確に組み立てられたようにみえるフライマルクの証言を耳にして、誰もが幸せであった。フライマルクは法廷が夢見た証人であった。

それまで、フライマルクの出廷を誰も望まなかった。彼は、ザクセンハウゼン裁判でもフランクフルトでのアウシュヴィッツ裁判でも、自分の渴望する役割を演じることができなかった。フライマルクのヤド・ヴァシムへの報告を記録した法廷書記も、懐疑的な質問が示しているように、いくつかの疑いを投げかけていたようである。しかし、ヴッペルタルでは、フライマルクはついにスターとなった。裁判長の「常識」とファシズムの犠牲者のための記念碑を作りたいという彼の願望のおかげで、フライマルクの絶好の舞台が作られた。判事自身が判決のなかで自分の「常識」の中身を披瀝している。彼が記念碑を作りがっていたというのは仄聞しただけであったので、調査してみた。すると、次のことが明らかとなった。1985 年末、ヴッペルタルの新聞は、1933 年中ごろ、後半からヴッペルタルの近くにあったケムナ強制収容所での多くの死者についての記事を掲載した。興味を抱いたヴッペルタルの住民が、新しいケムナの記念碑には殺された人々の名前が載っていない理由を質問した。すると、ケムナではまったく死傷者がなかったことが明らかとなり、「多数の死者」という告発が誤りであることが明らかとなった。新聞は記事の出所を市の文書館としている。市の文書館は判事クラインの名前を挙げている。そして、クライン判事は、自分に向けられるようになった丁重な質問に対して答えようともしていない<sup>69</sup>。

裁判の舞台に「反ファシスト劇」という色彩を与えたのは VVN から発展した組織ヴッペルタル「反ファシスト」であった。彼らの仲間や雇われた傍聴者がヴッペルタルにはとくに多く、地方新聞にまで浸透していた。ヴッペルタル裁判の問題点は *Der Fall Weise* ですでに詳しく分析されている<sup>70</sup>。すなわち、ヴッペルタル裁判の偏見、検事側証人と弁護側証人の異なる扱いと評価、多くの証人尋問の却下、無罪を証明する証拠の抑圧である。すでに、本小論も(3.2.1.1.の検査報告)、ヴッペルタル法廷が行なった証拠の抑圧に触れている。別の論文が<sup>71</sup>ヴッペルタル法廷の一面的な証拠評価について詳述しているので、ここでは、本書とこの論文の繰り返しは避けることとする。本書のコピーは、連邦議会の議員全員に送られ、論文は関係者全員に送られた。大統領、首相、司法大臣、担当首席大臣、地方司法大臣である。その回答は、まったくの責任逃れであり、権力の分立に言及し、検事局に照会することを求めたものであった。検事局は検事局で、このような一つの議論だけに対応して「行動する」必要はないとそっけなく述べている。

こうした状況は、悲劇に陥った個々人に不幸をもたらしているだけではなく、多くの

人々が、ドイツは法の支配の下にあるのかどうかということを真剣に反問して、眠れぬ夜をすごしてしまう原因を作り出している。

## 5.2 ヴッペルタル法廷の虚偽の主張

ヴッペルタル法廷はいくつかの虚偽の主張を行なっている。多くのことがすでに知られている。たとえば、法廷は、フライマルクの病気についてはこれ以上の文書資料がないと主張しているが、それが虚偽であることは 1990 年以降証明されている(2.2「新しい証拠」を参照)。もう一つの虚偽の主張は、回復途中の患者についてのカルテにはいつも「依然としてチフスの疑いがある」と書かれているという主張である(3.1.7.2「時期の合わない状況証拠」を参照)。

1995年初頭、ヴッペルタル法廷の虚偽の主張を明るみに出す、とりわけ重要な証拠が登場した。1995年1月12日、アロルゼンの国際追跡センター長チャールズ・ビーダーマンが連邦内務省(ボン)に、長期にわたって返還されていなかった血清学的分析結果を含む検査報告を送ってきた。それに添えられた書簡のなかで、彼は、これらの文書が長期にわたって返還されなかったのは国際追跡センターの責任ではないと弁明していた。1988年に裁判長クラインは次のように述べていただけだった。

「[ヴァイゼ]裁判できわめて重要な論点は、証人ヤコブ・フライマルクが、国際追跡センターがバイエルン国家補償局へのメモで確認しているように、1944年9月18日の時点で、アウシュヴィッツ強制収容所にまだ収容されていたかどうかという問題である。」

72

「今はじめて[1994年12月19日の連邦内務省書簡]、あなたが実際に検査結果とその内容が裁判で非常に重要であったことを私たちに伝えてきた。」

この趣旨とは逆に、クライン判事は、このような医学報告を捜し求めていたと裁判中や判決文でも強調していたし、人々は、結局、そのようなものは存在しないと確信するようになっていた。

それとは別に、国際追跡センターの書簡は、クライン判事がフライマルクの補償ファイルを参照したにちがいないことを明らかにしている。弁護側には、このようなファイルが存在することすら知らされていなかった。

## 6. 事件発生から時間的に非常に隔たって開かれた裁判の内包する一般的諸問題

ヴァイゼ裁判では、そのあらゆる局面で、このケースだけではなく、ほかの同じような裁判で生じうるような問題が生じた。それゆえ、ゴットフリード・ヴァイゼのケースで生じたこと、生じ続けていることは、時効条項の廃止がもたらした法律問題の一般的

モデルである。

この問題は、私が直接担当している領域の問題ではなく、法律家の関与する領域の問題である。この領域の人物が自分の責務を果たしていれば、他人の領域に干渉するつもりはない。

## 6.1. 世代のギャップ

バーデン・ヴュルテンベルク州司法大臣アイリヒは、すでに 1979 年に、犯罪が犯されてからかなりの時間がたって開かれる裁判では世代のギャップが生じると記している。彼によると、判決に到達するプロセスでは、裁判官の属している若い世代は、「自分たちの経験していない犯罪の状況と枠組みを適切に思い浮かべることができない」という事実との妥協が生じるというのである<sup>73</sup>。

アイリヒが世代の問題としてまず念頭においていたのは、命令の絶対服従などの戦争についての事件の評価であった。しかし、ゴットフリード・ヴァイゼは命令を実行したのでもなく、気ままに人を殺した咎で告発されていた。このケースでさえも、若い判事は「状況を適切に思い浮かべることができなかった。」

たとえば、ドレスデン空襲の犠牲者の焼却が非常に困難であったことを覚えている同時代の証人であれば、戸外の焼却壕で子供を生きたまま焼いたという虐殺物語にいっぱい食わされることはないであろう。また、看守の経験を持つものであれば、収容所で乱射するときに、ヴァイゼはどこで弾薬を手に入れたのか、看守登録官は発砲についてなぜ記録していないのかを不思議に思うであろう。

メンヘングラートバッハの若い世代の判事が、当時の条件や状況をいかに理解できていなかったか、いかに「適切に思い浮かべること」ができなかったかを知るには、一つの事例だけで十分であろう。すなわち、フライマルクは 1989 年のスヴァルキの本のなかで、アルシュタインの捕虜収容所に収容されていたと記しているが、この件は彼の多くのあやまちの一つである。「その収容所は Stalag 10a と呼ばれていた。」<sup>74</sup> フライマルクによると、この場所でポーランド軍のカチャチンスキが彼に次のように語ったという。

「私たちが作ろうとしている地下組織に加わらないか。あなたならば、収容所全体に接触できる。収容所同士の連絡係にもなる。収容所の間を自由に動き回れるような職務が与えられる。電気技師として、電気フェンスもテストできる。」<sup>75</sup>

スヴァルキの本のなかで、フライマルクは数頁を使って、電気技師としての地下活動について記している。

彼は、ヤド・ヴァシエムへの報告書では、アウシュヴィッツでも同じような活動をしたこと、「Stalag 10a」での経験が生かされたことに触れている。

「私たちはポーランドの地下運動の中で活動し始めた。収容所を見て回って、標識が

適切にかけられているか、電気フェンスの前の小さなフェンスが整備されているか確認した。電気技師としての経験をつんでいると言ってあったので、この作業では先任者であった。この種の仕事を Stalag 10a ですでに行っていたからである。」76

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、再審請求の裁定にあたって、次のように述べている。

「この陳述も証人フライマルクの信憑性を揺るがすには十分ではない。70 頁で、証人は、特別部隊に割り当てられるために、自分が電気技師であったというふりをした、そこでは先任者であったと述べているにすぎないからである。だから、フライマルクは、捕虜収容所にいたことは事実であるといっているわけではない。」

メンヘングラートバッハ地方裁判所は、「*Stalag*」という短縮形のことを誤解している。知ってのとおり、これは、地方裁判所が誤って主張しているように、「*Strafgefangenenlager*」[捕虜収容所]ではなく、「*Stammlager*」[中央収容所]をさしている。これは、「*Oflag*」=「*Offizierslager*」[将校収容所]とは違って、普通の捕虜収容所をさす用語である。こうしたことを考えると、メンヘングラートバッハの判事が、戦争世代ならばすぐに浮かぶような疑問を、はたして考え付くことができるだろうか。たとえば、当時 16 歳だったというフライマルクが、捕虜収容所に入ることができたのであろうか。ポーランド軍将校は別の将校収容所に収容されているはずなのに、なぜ多数のポーランド軍将校がここにいたのか。しかし、このような疑問は若い世代の判事には浮かばなかった。もっと早く生まれていれば、当然抱いたであろう疑問を。その代わりに、彼らは、フライブルクが、アウシュヴィッツでそのようなことをしたという「ふり」をしていたにすぎないというきわめてうさんくさい虚偽の結論に到達した。メンヘングラートバッハ地方裁判所はフライマルクのヤド・ヴァシエムへの報告からその一部を引用しているが、その箇所さえも、彼がそこで「ふり」をしていたとは一言も述べていないことを明らかにしている。スヴァルキの本のなかで、彼は、自分が電気技師として英雄的な活動を行なった物語をまとめあげるにいたった。メンヘングラートバッハ地方裁判所が、この物語を「ふり」とみなしているとすれば、スヴァルキ報告でのフライマルクの話すべてを妄想とみなすべきなのである。言い換えれば、弁護側の主張どおりに、フライマルクをまったく信用できない人物と認めなくてはならないのである。

## 6.2 法医学的心理学の標準法則の故意の適用

ヴッペルタル法廷は心理学の法医学的適用についての教科書にしたがいながら、その理論を破断界にまで広げてしまっている。通常の法廷に適用されることが、特別

法廷では「特別法廷なので」というように拡大解釈されて適用されているのである。以下がその事例である。

地方裁判所は時間の経過による忘却過程を詳しく記しているが<sup>77</sup>、ベンダー、レーダー、ナックの著作はこの過程をベル曲線に描いている<sup>78</sup>。フライマルクが最初に尋問されたのは事件後 41 年立ってからのものであるが、ヴッペルタル法廷が、似非科学的に振舞おうとして、まったく修正しないかたちで忘却ベル曲線をこのケースに適用したことはまったく軽率であろう。このベル曲線が適用できるのは、せいぜい月単位、数年単位の話で、何十年の話ではないであろう。

### 6.3 ヴッペルタルで無視されたこと：時期的に遅い証言はその目的がはっきりしているという傾向

ベンダー、レーダー、ナックは裁判での証言が望まれている目標（換言すれば、被告の有罪を証明するか、無罪を証明する）の方に傾きがちであると指摘している。このために、記憶の断片は、「ご都合主義的に」変形される。虚偽が真実に「付け加えられる」。さらに、

「132. もちろん、回想の総合性と信憑性は時間の経過とともに劣化していくが、その一方で、情報提供者の主観的確信—自分たちの回想は完璧かつ信用できるという確信—は、逆の傾向を見せはじめる。情報提供者とされている人々が確信を深めれば深めるほど、実際の事件は後景に退いていく。

133. この現象は、情報提供者が問題の事件について考えてきており、心理的にこの事件に浸りきってきたので、昔の事件が記憶の奥底から「回収されて」きてしまうという可能性に関係している。しかし、初期の記憶の復元は、思考様式を補強するだけでなく、思考を偽ったり、思考を誇張したりしてしまう。このようなことを念頭に置けば、事件が後景に退いていくほど、情報提供者は、事件が起きた直後に自分が記憶していたことが非常に少なかったことをまったく忘れてしまうのである。」<sup>79</sup>

この古典的な教科書は、30 日でさえも「長期間」とよんでいる。フライマルクがゴットフリード・ヴァイゼについて最初に尋問されたのは 41 年後、すなわち、15000 日後、「長期」とされた 500 倍の期間後のことであつた。この期間に、彼は自分の記憶以外のことを繰り返し繰り返し聞いたり、読んだりしており、彼の記憶は感情的な意味合いを

強く込められたかたちで影響を受けている。このために、さまざまな場所での証言はたえず変化している。消え去っていく記憶の上に、聞いたり、読んだり、想像したりした物事が積み重なっていくのである。

通常裁判の著名な研究者は、真実を突き止めるに当たっての裁判の問題点を指摘しているが、この問題点は、事件後数十年たって開かれる政治的な「特別裁判」では、幾何学的に多くなり、深刻になっている。ドイツ連邦共和国では、この問題点を指摘することは対外的な理由や「公教育」の理由からタブーとされている。アメリカ合衆国では、学術研究にはこのような足かせははめられていない。

#### 6.4 ヴッペルタルで無視されたこと:「生存者シンドローム」

「ホロコースト生存者シンドローム」という問題点が国際的注目を集めたのは、ヴッペルタル裁判の時期であった。医学資料によると、ウクライナ系アメリカ人の精神医学者ヴォランスキー博士がこの分野での第一人者であり、1993年1月25日、ニューヨークのポーランド領事館での大会で、このテーマについてのゼミナールを主宰し、150名のポーランド人、ベラ・ルーシ人、ウクライナ人医師が出席した。抜粋を引用しておこう。

「著名なウクライナ系アメリカ人の精神医学者ヴォランスキー博士は、強制収容所の大半の囚人が被っている慢性的な心理学的・精神病理学的ダメージについて説明した。彼によると、ホロコーストの生存者だけでも、過去50年に、このテーマについて1600以上の医学論文・著作が書かれており、ホロコースト生存者シンドロームという用語が生まれた。生存者は時の経過とともに、強制収容所での実際の恐怖やストレスを忘れ、その記憶は、聞いたり読んだりした材料から借りた殉教という集団的空想や、話のなかでたえず更新されている偽りの話によって補完されている。この現象が顕著に現れたのは、イエルサレムで開かれたデムヤンユク裁判でのトレ布林カ収容所のユダヤ人生存者の感情むき出しの情緒的な証言であり、それらは、中立的な裁判でならば、法的基準に照らし合わせると、偽証とか捏造とよべる代物であったというのである。」

80

ヴッペルタル裁判では、フライマルクが精神病の治療を受けていたことが明らかとなった。ヴォランスキー博士がゼミナールであげた「生存者シンドローム」の兆候は以下のとおりである。

- ・ 聞いたり読んだりした材料から借りた殉教という集団的空想
- ・ 話のなかでたえず更新されている偽りの話
- ・ 感情むき出しの情緒的な証言

このような要素は数多く、ベンダー、レーダー、ナックが設定した「くっつけられた不真実」というかたちで、フライマルクの証言のなかに発見しうる。

## 7. *Cautio Criminalis*(犯罪の警告)

シュヴァルツ-シリング氏は、時効条項の廃止をとるにあたって、「疑わしきは罰せず」という至極当然の公理の存在を指摘している。彼は、このやり方への信頼を再確認するかのよう、1991年に(郵政長官としてのかつての職務の一環として)ある郵便切手を公表した。それは、西側世界の法的伝統の発展に高く貢献した人物の生誕400年を祝するものであった。



イエズス会士フリードリヒ・シュペー・フォン・ランゲンフェルトは、(彼自身も含んで)世間全体が魔女の存在を信じていた時代に、『魔女裁判に関する法的考察』の中で、魔女という凶悪犯とは戦わなくてはならないが、魔女行為自体がとくに重大な犯罪ゆえに、被告にはできる限りの弁護活動が保証されなくてはならないと論じた。

わが国の現在の司法制度の責任者はこのシュペーの著作を読んで、彼の主張を肝に銘じておくべきであろう<sup>81</sup>。もちろん、今日、夜、魔法の箒に乗って空を飛び、悪魔にあいに行く魔女の存在を信じているものは誰もいない。しかし、「ホロコースト」を「公知の事実」としてそのまま信じ込んでいる人々は非常に多い。もちろん、中世の魔女裁判とは異なり、肉体的な拷問はもはや行われていない。戦後の特別裁判においてさえも、1950年初頭以降は拷問は行われていない。しかし、「公知の事実」とされているホロコーストという凶悪犯罪の咎で告発された被告には、360年以上も前にシュペーが要求したような十全な弁護活動は認められていない。例えば、炎を噴き上げる焼却壕、生きたままの子供たちの焼却、大量ガス処刑がゴットフリード・ヴァイゼの周辺で起り、焼却棟の煙突からは数メートルにもおよぶ炎が噴き出していたということが「公知の事実」とされているとすれば、どのようにしたら、「アウシュヴィッツの野獣」という烙印から自分を弁護することができるであろうか。ヴッペルタル裁判の判事が、このような烙印を押された野獣に「言い訳」を認めなかったとしても、きわめて論理的であ

るにすぎない。

黒衣をまとった神に近いような判事でさえも、間違いを犯すことがある。だから、彼らがイデオロギー的に盲目となったり、前もって予定されている「間違い」を犯してしまうのを阻止することは非常に重要である。時効の廃止によって市民の法的立場は不安定となってしまったが、この点を修正しなくてはならない。「特別な犯罪」の咎で告発されている被告に対してすら、無条件で自らを弁護する権利が保証されなくてはならないし、被告に有利な証言をする人々を「ナチ」や潜在的放火犯という中傷——隣人のヴァイゼのために証言しようとしたゾーリングンのキッセル氏に起った事件——から守らなくてはならないのである<sup>82</sup>。

1979年、ジャーナリストのフロムメは、自然に進化してきたドイツの法的伝統は「2000年頃に」黙って復活するであろうと予言した。だから、ベッケンフェルデは、その法律専門家報告で具体的な司法事件の分析を進めて、最終的な結論を下すべきではないだろうか<sup>83</sup>。しかし、原則的な問題においても、個別的なゴットフリード・ヴァイゼ事件においても、イラクサをつかむ勇気を誰ももっていないようである。ヴァイゼ事件では、1992年末に再審請求がなされている。数ヵ月後、ヴァイゼの弁護人は、メンヘングラートバッハ地方裁判所から、請求の処理がどのように進んでいるのか、情報を手に入れようとした。当初は、請求した文書がまだ北ライン・ヴェストファリアから提供されていないために、処理が進んでいないとの話だった。

その後も、われわれが子供のとき「シュラップスは帽子をなくした」と呼んでいたのと同じように、ゲームが続いた。恩赦庁が文書を持っている。いや、別の役所だ。いや、その役所でもない。結局、1993年末、州裁判所は、厚い封筒に入った覚書を送ってきた。ヴァイゼの有罪判決を獲得した当のケルンの検事局が、1993年7月から文書を保管し続けており、再審請求の却下を根拠づけようとする長文の「布告」——大部ではあるがほとんど中身のない文書——を作成していた。次の1993年12月の「布告」の中で、検事局は却下の理由をさらに説明した。1994年1月、ヴァイゼの弁護人はこれらの主張に対する反論を州裁判所に提出した。1994年5月末、再審請求は却下されたが、弁護側は控訴した。デュッセルドルフの地方控訴裁判所は、公聴会も開かず控訴を却下し、その説明もしなかった。連邦憲法裁判所は、まず、デュッセルドルフの地方控訴裁判所がその件を審理しなくてはならないとの理由で控訴を認めなかった。そして、1995年初頭以降、デュッセルドルフの控訴裁判所は文書資料が、首席大臣ラウの管轄下にあるどこかの役所から姿を現すのを待っている<sup>84</sup>。

一体、このような時間を浪費するゲームがいつまで続くのであろうか？ヴァイゼは2度にわたる発作ののちに、今度は癌の大手術を受け、その後、肺炎にかかって、さらには、三回目の発作に見舞われた。まるで、「自然による解決」が事態を安易に解決するのを待っているかのようである。

責任者が職務を果たすのを怠り続けるかぎり、われわれができることといえば、「正義の戦士よ、悪い時代にも私たちのそばにいてください」と聖ミハイルに呼びかける上部バイエルンの家の碑文<sup>85</sup>にある祈りを捧げることだけである。

---

## 8. ミハイル・ゲルトナーによる補足

本書のドイツ語版初版が出版されてから、この事件がおかれている状況は劇的に

変化した。重い身体障害を抱えたクラウド・ヨルダン博士は、丹念で注意深い努力を続けた結果、ゴットフリード・ヴァイゼに対する 1988 年の判決をナンセンスなものとする諸事実を発見した。

## 8.1 文書

### 8.1.1 犯罪現場

個人所持品保管庫 I の鉄道連絡地点についての文書がモスクワの文書館で発見された。ここには、そのあたりで稼働していた害虫駆除施設に関する文書も含まれている。西側連合国とドイツ空軍の航空写真がこれらの文書を補足している。これらの文書を検討してみると、アウシュヴィッツ中央収容所には、降車場がなく、単線が通過していたことが推測できる。

### 8.1.2 害虫駆除施設カナダ I の稼働

さらに、モスクワ文書館の文書資料は、中央収容所に隣接する個人所持品保管庫 I の害虫駆除施設が、法廷によって犯罪が行われたとしている時期には稼働していなかったことを明らかにしている。それは、アウシュヴィッツ中央収容所の中に移されており、その場所には非常に現代的で高い処理能力を持つ高周波害虫駆除施設が設置されていた。この施設の処理能力を明らかにする資料を発見することに成功したが、詳しい分析結果はまもなく公表されるであろう<sup>86</sup>。

### 8.1.3 犯罪時刻

ドイツのアロルゼンにある国際追跡センターは、ドイツ内務省経由で、さらなる事実を明らかにする文書資料を送ってきた。

#### 8.1.3.1 判決の時期に知られていた文書資料

判決が公にされる 1 日前の 1988 年 1 月 28 日、ヴッペルタル法廷は国際追跡センターを介して、検事側の唯一の証人であるフライマルクの病気=チフスに関する文書資料を受け取った。絶対的権力を持つ法廷は、その文書の鑑定に医学専門家の助けを借りるのではなく、「事態の緊急性ゆえに」自ら裁定した。

ヨルダン博士は判決が出されてから数年間にわたって、法廷に提供された文書資料の中から、フライマルクについてのさらなる情報を手に入れているが、この件でのヨルダン博士の献身的な努力に感謝しなくてはならない。著名な判事経験者によると、この情報だけで再審の開始に十分に値するという。

#### 8.1.3.2 フライマルクについての新しい資料

アロルゼンの国際追跡センターは、ドイツ内務省経由で（国際追跡センターは直接情報を提供することを認められていない）、1995 年 1 月 12 日の書簡の中で<sup>87</sup>、完全にそろっているフライマルクの検査報告書のことに触れている。追跡センターは、フライマルクに関する「武装 SS 南東衛生バクテリア研究所」分析結果——1944 年 8 月 14 日から 1944 年 9 月 18 日、もっともあとの典拠番号は 79698——をアウシュヴィッツ博物館から直接受けとった。『民族社会主義国家の文書資料』<sup>88</sup>によると、衛生研究所のファイルには、1943—1945 年の 151 巻におよぶ文書資料が含まれているという。

ヨルダン博士が明らかにしたように、医学専門家の最初の証言によると、これらの

検査報告書は、フライマルク証人は法廷がチフスにかかっていたと定めていた時期には病気ではなかったことを立証している。むしろ、フライマルクは、彼が最初の証言で述べている時期(1944年5月/6月)に病気にかかっていた。

## 8.2 法廷による証拠審理の怠慢

さらに、国際追跡センターの書簡は、ヴッペルタル法廷の判事クラインが、フライマルクの病気について、もっと詳しい資料を探そうとしなかったことを明らかにしている。クライン判事は、フライマルク証人が1944年9月18日の時点でアウシュヴィッツに収容されていたかどうか、この裁判の唯一の決定的な問題となると追跡センターに述べている<sup>89</sup>。

しかし、1987年1月18日の弁護側証拠採用動議は、「ポーランドのアウシュヴィッツのアウシュヴィッツ博物館にあるオリジナルの検査報告書のヴィジュアルな検証」を求めると明白に述べているのである。

## 8.3 要約

国際追跡センターは1995年1月12日に、こう書いている。

「やっと今になって[1994年12月12日]、すべての検査報告書、その方法と結果がこの裁判には重要であると、あなた方[内務省]から伝えられました。」

アロルゼンの国際追跡センターは、判決が出てから7年後にやっと、20通の封書をドイツ内務省に送ったのである。だが、追跡センターは、この文書のマイクロフィルムを、すでに1978年にアウシュヴィッツ国立博物館から受けとっていたのである。

ドイツのクライン判事が証拠を検証しようとしなかったため、ゴットフリード・ヴァイゼは終身刑となった。

クラウス・ヨルダン博士は、1995年6月21日、70歳の誕生日の4日前に他界した。彼は、自分の努力が実って、無実であると信じていたヴァイゼが自由を取り戻すのを見ることなく亡くなった。しかし、ヨルダン博士は、正義を求める貢献と活動のために迫害された人々の隊列の中に入った。1995年3月、チュービンゲンのシュタイン判事は、本論文がドイツ国民をユダヤ人に対する憎悪へと駆り立てたとの理由で、博士に対する司法捜査の開始を決定したからである<sup>90</sup>。クラウス・ヨルダン博士は、ゴットフリード・ヴァイゼの自由と名誉のための貢献と活動によって、たえず真実を求めて勇敢に戦ってきた。

今では、彼の友人たちがその仕事を引き継いでいる。

ゴットフリード・ヴァイゼは、1997年4月、重病(癌)であるとの理由で、恩赦となり、釈放された。そして、2000年の春に他界した。

[歴史的修正主義研究会ホームへ](#)

<sup>1</sup> R. Gerhard (ed.), *Der Fall Gottfried Weise*, 2<sup>nd</sup> ed., Türmer, Berg 1991, pp. 31ff., 40, 43-47, 51ff., 60, 73

---

もっと一般的な観点については、本書のケーラー論文( [試訳:ホロコーストに関する証言と自白の価値\(M. ケーラー\)](#) )を参照。

<sup>2</sup> K. Fromme, *Frankfurter Allgemeine Zeitung (FAZ)*, July 5, 1979: "Was man sagt, und was man meint."

<sup>3</sup> 刑法第 18 修正の議論。Plenary Transcripts 8/145 and 8/166 を参照。

<sup>4</sup> *FAZ*, March 15, 1979: "Den Vorhang nicht fallen lassen."

<sup>5</sup> *FAZ*, June 18, 1979, p. 11: "Völkermord darf nicht als 'normales' Verbrechen gelten."

<sup>6</sup> Plenary Transcripts 8/166, p. 13235. Emphasis in the transcript.

<sup>7</sup> Plenary Transcripts 8/145, p. 11612.

<sup>8</sup> たとえば、1979 年 3 月 29 日の連邦議会審議での Dr. Lenz (Bergstraße, CDU) 、1979, Plenary Transcripts 8/145, p. 11609.

<sup>9</sup> たとえば、Dr. Schwarz-Schilling (CDU), Plenary Transcripts 8/145, p. 11644.

<sup>10</sup> Deutscher Bundestag, Presse- und Informationszentrum (ed.), "Zur Verjährung nationalsozialistischer Verbrechen" in *Zur Sache. Themen parlamentarischer Beratung*, vol. 3-5/80, Bonn 1980 を参照。

<sup>11</sup> たとえば、F. K. Fromme, *FAZ*, Feb. 14, 1979: "Die Angst vor dem, was man will." を参照。

<sup>12</sup> *FAZ*, June 30, 1979, no. 149, p. 6.

<sup>13</sup> Verdict of the Wuppertal District Court, Jan. 28, 1988, pp. 104-107.

<sup>14</sup> 個人所持品保管所 II の近くには、焼却壕はなかった。本書の J. C. Ball の章を参照。

<sup>15</sup> Reasons for the Wuppertal Auschwitz verdict of Jan. 28, 1988, p. 96.

<sup>16</sup> Wuppertal newspaper *General-Anzeiger*, June 10, 1987.

<sup>17</sup> Article by Ulla Dahmen-Oberbossel in the Wuppertal *General-Anzeiger* of Jan. 20, 1988

<sup>18</sup> Copies of both transcripts were appended to the Motion for Appeal of Aug. 12, 1988.

<sup>19</sup> Rejection of Motions to Take Evidence nos. 1-13, quoted here from p. 17 of the Motion for Appeal.

<sup>20</sup> Motion for Appeal, p. 6.

<sup>21</sup> *Ibid.*, p. 80.

<sup>22</sup> P. 1909f. of the Court files.

<sup>23</sup> Verdict, pp. 65, 66

<sup>24</sup> Verdict, p. 151.

<sup>25</sup> Verdict, p. 116.

<sup>26</sup> この意味で、ドイツの法はホロコーストの否定を、強盗、強姦、殺人と同じものとみなしている。

<sup>27</sup> Verdict, p. 180.

<sup>28</sup> Verdict, p. 190.

<sup>29</sup> Matthies/Jordan, Aug. 1993: *Der Fall Weise - Neue Beweise zur Klärung unrichtiger Angaben des Zeugen Freimark und unrichtiger Feststellungen im Urteil des Landgerichtes Wuppertal vom 28. Januar 1988*. この研究のコピーは、写真複製の費用を負担すれば、入手しうる。

<sup>30</sup> Verdict, p. 185.

<sup>31</sup> Verdict, pp. 75, 76.

<sup>32</sup> Verdict, pp. 76, 77.

<sup>33</sup> Verdict, p. 58.

<sup>34</sup> 医学テスト方法

<sup>35</sup> Helmut Denning, *Lehrbuch der Inneren Medizin*, 6<sup>th</sup> ed., Thieme, Stuttgart 1964, pp. 86ff.による。

<sup>36</sup> in Tel Aviv, Nov. 20, 1968; doc/172. Regarding quoting method "doc/nnn" (here doc/172)。フライマルクによる、およびフライマルクに関する多数の話とデータのついで膨大な報告書が編集された。関心のある読者は写真コピーの費用を支払えば、コピーを手に入れることができる。フライマルクの初期の証言記録以外に、もっと長いフライマルクの報告あるいは話が収録されている。

1. "Einsam in der Schlacht" (闘いのなかでの孤独)、1989 年のスワルキ本のなかのフライマルクの自伝 (*Jewish Community Book Suwalki and Vicinity: Baklerove, Filipove, Krasnopole, Psheroshle, Punsk,*

---

Ratzk, *Vizhan, Yeliveve*; The Yair – Abraham Stern – Publishing House, Tel Aviv 1989)、テキストの一部は英語で、一部はヘブライ語である。フライマルクの物語はヘブライ語から翻訳されてきた。

2.フライマルクのヤド・ヴァシエムの報告。1959 年からの回想、1962 年と 1964 年からの記録。(もともとはイエディッシュ(ヘブライ文字)からドイツ語の翻訳された。)

<sup>37</sup> Yad Vashem report, pp. 72, 82; doc/156, 162

<sup>38</sup> D. Czech, *Auschwitz Chronicle, 1939–1945*, Henry Holt, New York 1989, p. 816.

<sup>39</sup> Freimark's eyewitness testimony in Tel Aviv, Nov. 20, 1968; doc/173.

<sup>40</sup> Yad Vashem report, pp. 79, 80; doc/160.

<sup>41</sup> Yad Vashem report, p. 80; doc/161.

<sup>42</sup> Freimark's statement in Tel Aviv, April 29, 1966; doc/168.

<sup>43</sup> Suwalki book and Yad Vashem report; doc/108, 109, 111, 139, 141, 142, 145, 152ff.

<sup>44</sup> Verdict, p. 75; doc/177.

<sup>45</sup> Yad Vashem report, p. 53; doc/146.

<sup>46</sup> D. Czech, *op. cit.* (note 38), p. 627.

<sup>47</sup> Yad Vashem report, p. 83–84; doc/162, 163.

<sup>48</sup> この問題についての詳しい研究は、Matthies/Jordan, *Der Fall Weise – Neue Beweise zur Klärung unrichtiger Ortsangaben und unrichtiger Tatvorwürfe im Urteil des Landgerichtes Wuppertal vom 28. Januar 1988*, March 1993, with supplement from May 1993.この研究のコピーは、写真コピーの費用を負担すれば、入手することができる。

<sup>49</sup> Matthies/Jordan, *ibid.*, p. 4.を参照。

<sup>50</sup> J. C. Ball, *Air Photo Evidence*, Ball Resource Services, Delta, BC, 1993, p. 34 (online material is available at: [www.air-photo.com/](http://www.air-photo.com/)).を参照。

<sup>51</sup> *Archivum des Museums in Auschwitz. Ensemble der Erklärungen zum Raub des Opfergutes*, ch. 51, pp. 119–134, report of former inmate Josef Odi.を参照。

<sup>52</sup> J.-C. Pressac, *Auschwitz: Technique and Operation of the Gas Chambers*, Beate Klarsfeld Foundation, New York 1989.

<sup>53</sup> 詳しくは、Matthies/Jordan, *op. cit.* (note 48).を参照。

<sup>54</sup> Yad Vashem report, p. 63; doc/151.

<sup>55</sup> Verdict, p. 187; doc/180.

<sup>56</sup> Verdict, p. 188; doc/181.

<sup>57</sup> Prof. Dr. Michael Stadler, Institute of Cognition Psychology, University of Bremenの研究を参照。とくに、Stadler/Fabian/Wetzels, "Wiedererkennen des Täters oder Identifizieren des Beschuldigten?", in *Bremer Beiträge zur Psychologie* 100(1) (1992).を参照。

<sup>58</sup> 中世の魔女裁判での同じようなやり方については、本書のケーラーの章を参照。

<sup>59</sup> Verdict, p. 183; doc/179.

<sup>60</sup> Verdict, p. 182; doc/179. またもや、魔女裁判と類似している。被告は全員が有罪であるというのである。

<sup>61</sup> フライマルクにとって、グロドノという町の名前は、感情的な意味合いが込められた記憶の断片のもう一つの焦点あるようである。仲間の囚人の殺害に関与したという話を想像するにあたって、その共犯者はまたもやグロドノ出身の 3 名の囚人であった。彼らはそのとき処刑された。doc/67.

<sup>62</sup> Verdict, pp. 196–197; doc/182.

<sup>63</sup> 法廷によると (Verdict p. 196; doc/182)、1943 年に、二人の囚人が、貨車の積荷の下に隠れようとしたのちに、SS軍曹ヴィグレブによって射殺された。この 1943 年の事件のために、SS軍曹グラーフがウィーンの法廷で共犯者として告発されたが、無罪となった。しかし、フライマルクによると、1944 年に、グラーフはまったく同じような事件で共犯者となった。今度は、ヴァイゼと一緒にである。ちなみに、フライマルクはもともとは、この事件を 1943 年のこととしていたが、検事と判事の説得によって、1944 年のことに変えてしまった。

- 
- <sup>64</sup> Yad Vashem report, p. 72; doc/160ff.
- <sup>65</sup> doc/167, 168.最初、「1 リットルの血を私から採った」とタイプされ、その後で、線が引かれて、消されている。
- <sup>66</sup> doc/139.
- <sup>67</sup> *Hefte von Auschwitz*, no. 15, p. 45, footnote 90.
- <sup>68</sup> Matthies/Jordan, Aug. 1993: *Der Fall Weise – Neue Beweise zur Klärung unrichtiger Angaben des Zeugen Freimark und unrichtiger Feststellungen im Urteil des Landgerichtes Wuppertal vom 28. Januar 1988*. Copies of this study are available in return for photoduplication costs
- <sup>69</sup> Copy of the unanswered letter, C. Jordan's files.
- <sup>70</sup> Rüdiger Gerhard, *Der Fall Weise – Dokumentation zu einem Auschwitz-Birkenau-Prozeß: Ein "Lebenslänglicher" fordert Gerechtigkeit*, 2<sup>nd</sup> ed., Türmer, Berg am See 1991.たとえば、pp. 31-33 のハンス・アイゼンシムメル博士の陳述(証拠として読まれなかった)、ヘンリー・イサク・リーヴァーの陳述(無視された); p. 51 の「ウィーン・ファイル」の却下、; p. 60 の証人キエルスキ(「十分な識見を持っていない」と中傷された); p. 73 の証人ブルガー(検事側証人による容疑を晴らす証拠がうわべを飾るものにすぎず、言い逃れをしているものにすぎない)。
- <sup>71</sup> Jordan, March 15, 1992: *Der Fall Weise – Fakten zum Wiederaufnahmebegehren*. この研究のコピーは、写真コピーの費用を負担すれば、入手することができる。
- <sup>72</sup> フライマルクがアウシュヴィッツにいたというこの日付は質問の対象でもなく、まったく論点ではなかった。
- <sup>73</sup> *FAZ*, Feb. 9, 1979, p. 5.
- <sup>74</sup> Suwalki book, p. 314; doc/120.
- <sup>75</sup> Suwalki book, p. 316; doc/124.
- <sup>76</sup> Freimark's Yad Vashem report, p. 70; doc/155.
- <sup>77</sup> Verdict, pp. 187, 188; doc/180, 181.
- <sup>78</sup> R. Bender, S. Röder, A. Nack, *Tatsachenfeststellungen vor Gericht*, 2 vols., C. H. Beck, Munich 1981, v. 1 p. 46.
- <sup>79</sup> R. Bender, S. Röder, A. Nack, *ibid.*, v. 1 p. 48.
- <sup>80</sup> News release, Jan. 25, 1993, Polish Historical Society, PO Box 8024, Stamford, CT 06905, USA; cf. Paul Chodoff, "Post-traumatic disorder and the Holocaust", *American Journal of Psychology – Academy Forum*, Spring 1990, p. 3.
- <sup>81</sup> Friedrich Spee von Langenfeld, *Cautio Criminalis oder Rechtliches Bedenken wegen der Hexenprozesse*, dtv, Munich 1982.
- <sup>82</sup> キッセル氏は、自分に対する悪意のある扇動的な中傷を訂正する権利をメディアによって否定されたために、やむをえずピラを配らなくてはならなかった。このピラはU. Walendy, *Historische Tatsachen* no. 59, Verlag für Volkstum und Zeitgeschichtsforschung, Vlotho 1993, p. 38.に掲載されている。
- <sup>83</sup> その間、ベッケンフェルデ教授自身がドイツ最高裁の判事となった。
- <sup>84</sup> Date of this writing: May 1995.
- <sup>85</sup> "O'hl.Michael 'Kämpfer des Rechts' / steh uns bei / wenn uns droht was schlechts." AD 1993. Unfortunately the beautiful color photograph of this house inscription cannot be reproduced here; it was confiscated by a certain lady Prosecuting Attorney.
- <sup>86</sup> H.J. Nowak, "Kurzwellen-Entlausungsanlagen in Auschwitz", *VffG* 2(2) (1998), pp. 87-105 (online: vho.org/VffG/1998/2/Nowak2.html), see his contribution in this handbook.
- <sup>87</sup> Ref. T/D -288240.
- <sup>88</sup> Heinz Boberach p.p. Institut für Zeitgeschichte. Subtitle: "Die Überlieferung von Behörden und Einrichtungen des Reiches, der Länder und der NSdAP", K.G. Saur, Munich 1991.
- <sup>89</sup> Thus the Int. Tracing Service quotes the judge in its letter, note 87.
- <sup>90</sup> Amtsgericht Tübingen, Ref. 4 Ls 15 Js 1535/95.